

# 朝来市自治基本条例

## 審議会の検証結果に基づく対応方針

令和6年（2024年）3月

朝来市

# 目 次

I . 対応方針の作成に当たって……………	2
II . 対応方針……………	3

## 参考資料

1 朝来市自治基本条例審議会検証報告書……………	4
2 朝来市の見解……………	62
3 朝来市職員アンケート調査結果報告書……………	73
4 朝来市民憲章……………	100
5 朝来市自治基本条例……………	101

対応方針の作成に当たって



---

## I. 対応方針の作成に当たって

---

### ◇審議会の設置

朝来市自治基本条例は、平成 21 年 4 月に制定され、10 年以上が経過しました。

この条例は、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範と位置付けられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。

具体的には、まちづくりを支える市民、市議会、行政機関の役割と責務を明記するとともに、参画協働の仕組みや市政運営の在り方等を定めています。

本条例第 32 条には、「市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。」と規定されています。

この条項に基づき、令和 4 年度に「朝来市自治基本条例審議会」を設置し、委員からの様々な意見や審議結果を「朝来市自治基本条例審議会検証報告書」としてとりまとめ、答申が提出されました。

### ◇答申に基づく朝来市の方針

市では、検証報告書を公表し、職員への周知を図るとともに、審議会の答申を尊重し、「現時点での条例の改正は行わない」こととしました。

ただし、検証報告書中にもあるように、運用上の課題はうかがわれるため、本条例を適切に運用していくために、市としての対応方針を作成します。

### ◇対応方針の作成プロセスについて

条文の各所管課には検証報告書を踏まえた上で、条文所管課による再検証作業を実施し、それぞれの見解を示しました。

所管課を設定していなかった条文については、総合政策課、総務課、市民協働課での協議をかさね、全体調整を含めての作業を行った上で、本対応方針を作成しました。



## 対応方針



---

## Ⅱ. 対応方針

---

### ◇対応方針と今後の取組について

#### 1. 本条例が定める基本理念やまちづくりの基本原則の市民への浸透について

本条例が定める基本理念やまちづくりの基本原則が市民に一層浸透していくよう、行政機関はもちろんのこと、地域ヒアリングや市民フォーラム等の場を利用し、事ある機会をとらまえ、市民への周知徹底を図ることで、本条例の浸透に向けた取組を進めていきます。

#### 2. 効果的な審議会における検証方法の検討について

審議会での効果的な検証を進めていくため、庁内での条例の運用状況の検証を継続して実施するとともに、その検証の内容について、条文の見直しを含めて多様な市民との対話の場で話し合ってもらい、審議会の仕組みを確立します。

なお、本条例第32条に基づく条例の見直しは、総合計画策定サイクルとあわせ、法令改正等の必要に迫られた場合は随時検証することとします。

#### 3. 検討結果の市政運営への反映について

職員一人ひとりが本条例に則った職務の遂行を再認識し、職員アンケートや研修等を適時実施することにより、条文の周知と意識づけの強化を図っていきます。

また、自治基本条例に基づく取り組みの運用管理として、庁内各課と連携し、今後の見直し・検証作業が効果的・効率的に実施できるための仕組みを確立します。

#### 4. 新時代にふさわしい「まちづくり」の推進について

新時代への適応を実践していくために、デジタルの力を活用するなど、新たな手法を取り入れながら、「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」というまちづくりの基本原則に基づき、市民の声を大切にし、市民一人ひとりが多様な取り組みが実践できる「まちづくり」の推進に向けて取り組んでいきます。



## 参 考 資 料

1	朝来市自治基本条例審議会検証報告書……	4
2	朝来市の見解……	62
3	朝来市職員アンケート調査結果報告書……	73
4	朝来市民憲章……	100
5	朝来市自治基本条例……	101



# 朝来市自治基本条例審議会検証報告書



# 朝来市自治基本条例 検証報告書



令和5年（2023年）3月  
朝来市自治基本条例審議会

# 目次

第Ⅰ部	はじめに	2
第Ⅱ部	検証に当たって	2
第Ⅲ部	各条文の検証	3～41
第Ⅳ部	総括	42

## 参考資料

1	朝来市民憲章	46
2	朝来市自治基本条例	47
3	朝来市自治基本条例審議会条例	52
4	朝来市自治基本条例の検証について（諮問） .....	54
5	朝来市自治基本条例審議会の審議経過	55
6	朝来市自治基本条例審議会委員名簿	56

---

## 第Ⅰ部 はじめに

---

朝来市自治基本条例は、平成21年4月に制定され、10年以上が経過しました。

この条例は、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範と位置付けられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。

具体的には、まちづくりを支える市民、市議会、行政機関の役割と責務を明記するとともに、参画協働の仕組みや市政運営の在り方等を定めています。

本条例第32条には、「市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。」と規定されています。この条例の実効性を高め、必要な見直しを行うためには、本条例が適切に運用されているかどうか検証を行い、この条例の趣旨に沿って、市民の参画を得た委員会等を設置し、検討を行うことが必要です。

そのため、「朝来市自治基本条例審議会」が設置され、検証を行ってきました。

本審議会は、学識経験者、公共的団体の代表者、市内事業者の代表者、公募による市民等、多様な立場の委員で構成され、それぞれの知見や経験に基づき、活発な議論が展開されました。

今回、延べ9回にわたる審議を経て、検証報告書として提出します。

この報告書が、自治基本条例に定めるまちづくりの基本原則、「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」の推進に寄与することを期待します。

---

## 第Ⅱ部 検証に当たって

---

### ◇検証の趣旨について

朝来市自治基本条例の検証に当たっては、令和4年6月23日付け諮問第2号により諮問された内容を、本条例第32条の規定に基づき、朝来市自治基本条例審議会において、運用状況及び条例の見直しの必要性等の検証を行った。

### ◇検証の進め方について

審議会の検証に当たっては、各条文に関連する事務事業の所管課から取組状況などの内部検証結果の説明を受け、意見や質疑を交わしながら審議を行った。

また、必要に応じて条文の再審議を実施するなど、慎重に検証を進めた。

なお、各条文の検証内容については、次ページ以降の第Ⅲ部に記載している。

## 第Ⅲ部 各条文の検証

この部は、各条文について、所管課からの説明に基づき審議会で審議を行い、主な意見及び検証結果をまとめたものである。

### 前文

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

### 審議会における市の説明

○総則的なもの、定義や理念的なもの、広範な視点から検討を必要とするものとして審議会に付託する。

### 委員の主な意見

- ◆「先人のたゆまぬ努力～」は、良い一節である。市民にもっと知ってもらいたいし、全体的にやわらかい言葉が使われているので、子どもたちにも広く伝え、感想を聞いても良いだろう。
- ◆最近県外から朝来市に移住してきたが、前文にあるように自然が豊かなところが一番印象的である。
- ◆市民憲章については、合併協定の内容にも含まれていたまちづくりの原点であるので、あらためて知ってもらう機会を作ることが大事である。
- ◆朝来市という地域の財産を継承していくことに加え、新しいものを取り入れ育てていく姿勢も大事である。
- ◆本条例制定時にも議論がなされたと記憶しているが、それぞれの市民は自分の住んでいる地域に愛着が深いのが、市としての一体感も醸成されてきており、固有名詞で特定することは避ける方が良い。

## 審議結果

- ◇前文については、愛着ある地域を端的に表現し、あらためて地域の良さを感じる内容である。
- ◇今後は、まちづくりの原点である自治基本条例はもとより、市民憲章についても広く市民に周知されるよう努めていただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第1章 総則（第1条―第3条）

### （目的）

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

### （まちづくりの基本原則）

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

## 審議会における市の説明

○総則的なもの、定義や理念的なもの、広範な視点から検討を必要とするものとして審議会に付託する。

## 委員の主な意見

- ◆第1条中「市民自治によるまちづくりを実現」というように明確にうたわれており、重要な部分である。
- ◆第2条第1号中「市民」について、市内に在住していなくても朝来市に関係している人や団体を「市民」として定義しており、交流人口、関係人口が重視される今の時代に合った内容である。
- ◆事業者も「市民」として含めているのは重要である。関係者にも伝えてほしい。
- ◆この条文（第2条）は是非今後も大切にしてほしい。
- ◆住民以外を市民としてとらえているところがこの条例の大切な要素だと言える。
- ◆第3条第3号に「自律と共助の原則」が明記されていることが、本条例の特徴である。

## 審議結果

- ◇本市の自治基本条例の総則であり、本条例の目的である「市民自治によるまちづくりを実現」するため、多様な「市民」の参画は必要である。
- ◇引き続き、第3条の基本原則に基づき、多様な「市民」の参画のもと、まちづくりや市政を推進していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---------------------------------------

## 第2章 まちづくりの主体 第1節 市民（第4条・第5条）

（市民の権利及び責務）

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

（事業者の社会的責任）

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

### 審議会における市の説明

○総則的なもの、定義や理念的なもの、広範な視点から検討を必要とするものとして審議会に付託する。

### 委員の主な意見

◆少し条文の表現が難しくないだろうか。もう少し理解のしやすい内容でも良いのではないか。

### 審議結果

◇市民の責務については、市民への継続的で分かりやすい周知が必要である。また、事業者の責務についても同様に、それぞれの役割のもと目的や理念を推進していかなければならない。

◇今後についても、分かりやすい周知方法を検討し、理解を深められるよう努めていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第2章 まちづくりの主体 第2節 市議会（第6条・第7条）

### （市議会の役割及び責務）

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

### （議員の責務）

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

## 審議会における市の説明

### （議会事務局からの説明）

#### ○市政運営の監視

本会議及び各常任委員会において、条例、予算等の議案審議を行うとともに、諸課題に対応するため政策立案、政策提言等の研究を行っている。

#### ○議会機能の充実強化

- ・市議会モニターの設置（平成30年度～）：市民からの要望、提言その他の意見を市議会の運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進している。
- ・文書共有システムの導入（令和元年度～）：タブレット端末の活用による完全ペーパーレス化。経費の削減、災害時等におけるリモート会議が可能である。

#### ○調査研修会の実施

政策形成能力の向上のための政策課題等の調査及び研修活動を行うことを目的として調査研修会を実施している。

- ・令和3年7月14日（議会のデジタルトランスフォーメーション<sup>※</sup>等について）
- ・令和3年11月12日（総合計画、財政、議会運営等について）

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI（人工知能。人間のような知能を持ったコンピューター）等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要、とされている。

（参考：総務省ホームページ「自治体DXの推進」）

#### ○政策形成支援セミナー（但馬3市議会合同研修会）

議員等の政策形成の支援を目的とする研修会を実施又は参加している。

- ・平成30年1月23日「質問力を高める 議会力に活かす」
- ・令和2年1月14日「地方創生時代の議会の役割」
- ・令和4年1月18日「議会改革のネクストステップ（次の一手）」

### （議会からの説明）

○第7回審議会において、議会から「第6条 第7条 検証報告書」に基づき説明

## 委員の主な意見

- ◆ 「自己の研さん」とあるが、取組状況としてセミナーや研修会以外にも手法があつてよいのではないか。
- ◆ (第7回審議会における再審議を受けて) アンケートまでしっかりとされており、真摯な姿勢が伝わった。
- ◆ これまで関わった他の自治体でも議会の検証内容の報告をいただいた例はあつたが、今回のような詳細なものではなく、参考になった。

## 審議結果

◇ 「朝来市議会基本条例」の規定に基づき、今後も不断の研さん及び調査研究活動等、取組の充実強化に努めていただきたい。その際、今後予定されている地方自治法改正などの動向を踏まえていただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第2章 まちづくりの主体 第3節 行政機関 第8条、第9条

(市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

### 審議会における市の説明

○市長等の権限及び責務（第8条）

- ・ 総則的なもの、定義や理念的なもの、広範な視点から検討を必要とするものとして審議会に付託する。

○研修の実施状況（第9条第1項）

- ・ 毎年度策定する「職員研修計画」に基づき、市独自研修及び派遣研修を積極的に実施している。研修内容は、監督職、新任職員等の階層別に必要な能力の向上を目指す階層別研修及び実務担当職員の専門的知識の向上を目的とした専門研修で、これらを実施し、職員能力と組織力の向上に努めている。
- ・ 近年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、対面による研修の実施や参加が困難となっている。
- ・ 新規採用職員が入庁時に、自治基本条例の目指すまちづくりに向けて努めることを宣誓している。

○地域担当職員制度の運用等（第9条第2項）

- ・ 職員は地域人として、各行政区での行事、PTA 活動、消防団の活動等に積極的に参加している。
- ・ 職員の自発的な活動になるので、取組に個人差が生じる。
- ・ 地域担当職員制度を整備し、若手の職員が地域自治協議会に参画できるようにしている。

## 委員の主な意見

(第8条「市長等の権限及び責務」についての意見)

- ◆市長部局と教育委員会部局との連携をしっかりとしてほしい。総合教育会議と連携して事業を進めてほしい。
- ◆社会教育委員をしているが、教育委員会と会議をするような機会があまりない。教育委員と社会教育委員とが一緒に協議する機会があってもいい。

(第9条「職員の責務」についての意見)

- ◆新規採用職員の宣誓文で自治基本条例の内容が含まれているというケースは、他自治体を比較してもあまりないのではないかと認識している。しっかりと自治基本条例を意識していただいている結果である。
- ◆各地域自治協議会の活動に、一般の市民として参加している職員が少ないように感じる。活動に参加して地域の内情をよく知ってもらった上で、市政に反映させてもらいたい。
- ◆ここ最近、公務員の通常業務が忙しくなり過ぎてしまっているのも事実である。職員に無理に負担をかけてメンタルに問題を抱えないよう、メンタルケアも含めてバランスを取っていくことが大切である。
- ◆地域との関わり方、社会の一員であるということを明確に自治基本条例でうたっているということは、特徴的な面である。地域活動への参画を促すとともに、職員が地域の課題などに参加した際に得た情報を、他の部署の職員にもフィードバックする機会、仕組みを作ってはどうか。
- ◆多くの職員が市内に居住しているので、その居住地域でそれぞれ活動をされている。ただ、参加した中で、職員であるから何かの役を任されるということに対し重荷と感じる職員もいる。一方、そういうことに生きがいを感じて前向きに取り組める職員もいる。職員の自発的な活動であるため、取組に個人差が生じる。

## 審議結果

- ◇市長は、教育委員会など他の執行機関との連携を充実させるとともに、その成果が市民に分かりやすく周知するように努めていただきたい。
- ◇引き続き、政府が進める「働き方改革」も意識しながら、朝来市人材育成計画を推進していただきたい。
- ◇また、市の職員ならではの特性を生かし、積極的に地域づくり活動に参加するとともに、活動から得た地域情報を庁内で共有できる環境が必要である。ただ、職員だからといって役割を強制することは避け、同じ地域の一員として活動に参加できるよう、市がその環境づくりを支援する必要がある。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

### 第3章 参画と協働 (第10条―第13条)

#### (参画と協働の推進)

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

#### 審議会における市の説明

○第10条第1項及び第3項については、総則的なもの、定義や理念的なもの、広範な視点から検討を必要とするものとして審議会に付託する。

○参画と協働の推進

第2項 第22条・第23条の取組状況を参照

#### 委員の主な意見

◆第1項、第3項に関する運用面等については、他の条文との関連で広く意見が出された。

◆第2項については、関連する条文第22条、第23条において一括審議

#### 審議結果

◇条文の趣旨に基づき継続推進していただきたい。

#### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(意見公募制度)

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

**審議会における市の説明**

○パブリックコメントの実施

市の重要な政策等の決定に当たりその案を公表し、市民等の意見又は提案を求め、提出された意見等に対する見解を明らかにし、その意見等を考慮して意思決定を行うとしている。

\*パブリックコメントの実施数及び意見数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施件数	6件	1件	8件	5件	5件
意見数	2件	0件	58件	15件	8件

○「まちづくりフォーラム」の開催

市が進める施策等について、旧町別又は地域自治協議会別に会場を設け、市民へ説明し、意見交換を行う広聴事業として開催

\*まちづくりフォーラムの実施方法及び参加人数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施方法	自治協別	旧町別	自治協別	自治協別	コロナ禍により中止	旧町別
参加人数	622人	656人	567人	501人		293人

○「ふれあい市長室」の開催（～令和元年度）

令和元年度まで行政区別に訪問し、座談会形式で地域の課題等について意見交換をする広聴事業として開催していた。今後は、開催方法等を含め広聴事業の役割分担を行い検討する。

\*令和元年度までに113区で開催済み

○「ふれあいトーク」の開催（令和2年度～）

令和2年度から対象者を選定（事業者、子育て、農業、林業等）し、小規模での意見交換を行い、市が進める施策事業の課題等を精査すること等を目的として広聴事業として開催

\*ふれあいトークの開催状況

年度	対象者	参加人数
令和2年度	子育て世代、新規就農者、定住移住者、市内企業	計49人
令和3年度	農業、林業関係者	計15人

## 委員の主な意見

- ◆市民アンケートについて、無作為抽出の場合もあるが、市民の中には回答したい人もいるのではないかと。
- ◆まちづくりフォーラムについては、参加者が行政区の役員等の動員になってしまっており、若い世代や女性層の参加が少ない。そういった方々の参加を促すような仕組みづくりを考えてみてはどうか。
- ◆まちづくりフォーラム等の開催については、広く参加者を募る仕組みづくりやPR方法の確立が必要である。具体策といってもなかなか難しいかもしれないが、若い世代や女性の参画等を進めるためにも、「ひとづくり」が大切である。
- ◆オンラインでの開催など、デジタル技術を活用することも考えたほうが良いのではないかと。

## 審議結果

- ◇意見公募の手段としてのパブリックコメントについては、幅広く意見を聴取できるような「分かりやすい工夫」が必要である。
- ◇また、パブリックコメントの実施規程はあるものの、対象とする事案についての基準をより明確にすべきではないかと考える。
- ◇若い世代や女性の参画が促進されるよう、市民の声を幅広く取り入れることができる仕組みづくりやPR方法等について、更なる検討を進めていただきたい。
- ◇デジタル技術を活用するなど、より多くの市民が意見公募の場に参加できるようになることが重要である。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

(審議会等の運営)

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

**審議会における市の説明**

○公募基準の策定（第12条）

平成30年に朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針、朝来市附属機関等の委員の公募基準を定め、公募に係る応募資格、応募方法、選考方法等を含めた手続き等の統一性・実効性を担保した。

**委員の主な意見**

◆運用面等に関する意見はなし

**審議結果**

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

**審議会における市の説明**

○住民投票の実施状況

市民参加のワークショップ、地区別懇談会、市民アンケート等を通じて市民の意見を聞きながら各種施策を進めており、これまで住民投票は実施していない。

**委員の主な意見**

- ◆前提として、市の施策を行うに当たっては、市民への説明を十分に行い、対話・議論を十分に尽くしてほしい。
- ◆住民投票を実施するときは、市民の意思を尊重するようにしてほしい。

**審議結果**

◇本条文に基づき取り組んでいただきたい。

**条文改正の必要性**

有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---------------------------------------

## 第4章 市民自治（第14条―第17条）

（コミュニティの形成）

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

### 審議会における市の説明

○区長会活動支援（第14条）

各自治会の継続的な活動支援及び情報共有を図るため、地域ごとの区長会及び朝来市連合区長会の活動支援並びに市内区長相互連携強化に取り組んでいる。

○地域づくり支援事業補助金の交付（第14条）

自治会、地域等が自治振興、地域の活性化等を目的に自主的な判断に基づき実施する事業について継続的な支援活動に取り組んでいる。

\*地域づくり支援事業の交付件数及び交付金額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施件数	46件	49件	57件	44件
交付金額	14,550千円	13,720千円	17,206千円	13,049千円

○区集会施設整備補助金の交付（第14条）

地域コミュニティ活動の推進を目的に区又は地域が実施する集会施設の整備支援を実施している。

\*区集会施設整備補助金の交付件数及び交付金額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施件数	12件	15件	5件	8件
交付金額	7,272千円	5,953千円	7,390千円	17,502千円

### 委員の主な意見

- ◆コミュニティが行政区として限定されているが、例えば子育て世代の繋がりやその他の繋がりもコミュニティではないか。これらをコミュニティとして認識すれば、効率的な情報発信にも繋がるのではないか。
- ◆この条文は行政区や地域等の地縁的な団体について規定しており、まちづくり活動団体等のテーマ型のコミュニティを混同しないようにする必要がある。
- ◆コミュニティ施策として展開するときに、組織として行政区間で横の繋がりを持って、連携してやっていくことが重要である。

## 審議結果

- ◇自治会（行政区）の自主的な活動を支援できるよう、今後も地域ニーズを把握し、支援を継続していただきたい。
- ◇自治会（行政区）の規模は大小あるが、少子高齢化に伴う人口減少を受け、自治会同士や地域自治協議会の連携強化がより求められている。これらの活動が継続的に行われるよう、今後の地域コミュニティの在り方について検討していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	<input type="checkbox"/> 無
---	----------------------------

### (地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

### 審議会における市の説明

#### ○地域自治協議会の取組

- ・地域自治を充実させ、強化する仕組みとして、平成19年度から地域自治協議会が各地域に順次設立され、活動を展開している。
- ・各協議会では、発足当初に作成された「地域まちづくり計画」が策定から10年余り経過しているため、近年ではその見直し、改定作業が進められている。どの協議会も中学生以上の全住民を対象としたアンケートを実施し、市民の意見を広く取り入れ、検討委員として市民の参画も得ながら、見直し作業を進めている。
- ・地域自治協議会へは、「活動資金」、「活動場所」、「人的支援」の3本柱で活動促進を図ってきた。

### 委員の主な意見

- ◆まちづくり計画の改定について、全地域での中学生以上アンケートの実施を行った上で計画の見直しが図られており、非常に評価できる。
- ◆自治協のイベント等の周知方法について、QRコードは効果的である。
- ◆自治協に携わる人が「希望に応じて参加できること。」が大事である。
- ◆自治協の運営メンバーについて、PTA役員等の充て職の異動により、自治協の取組に携わることについて一からとなってしまうケースがある。そのような人にとどのように関わっていってもらうかは、課題である。

### 審議結果

◇多くの市民が参加したいと思える、参加しやすい環境づくりを整え、地域自治協議会活動の更なる充実が図られるよう取り組んでいただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(まちづくり活動への支援)

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

### 審議会における市の説明

○地域自治包括交付金制度

令和3年度は、76,149,791円を各地域の人口、面積等で算定した割合で交付

○地域担当職員制度

各地域自治協議会に2～5人、その協議会の取組事業及び活動に応じて地域担当職員を配置している。事前に協議会と話し合いをし、適正な人数、支援の内容を決定した後に職員を任命している。

○地域おこし協力隊員の配置

地域自治協議会を中心に隊員を配置し、地域課題の解決に向けた活動を行っている。

### 委員の主な意見

- ◆地域担当職員は、総会等の会議以外の部会活動等にも積極的に参加していただき、地域の様子をよく知ってもらった上で職務に取り組んでいただきたい。
- ◆地域担当職員は、積極的に参加いただきたい半面、日々の業務もあり、強制することはできない。
- ◆今後、地域自治協議会への伴走支援を行う上で、中間支援組織等によるサポートも考えていく必要がある。

### 審議結果

- ◇まちづくり活動の支援については、従来からの補助金や交付金等の支援だけでなく、伴走支援の体制作りや中間支援組織等の活用等を含めた研究、改善を進めていただきたい。
- ◇また、第14条の基礎的なコミュニティ、第15条の地域自治協議会、本条第1項のまちづくり団体の役割を再確認するとともに、市民自治の主要な担い手であるまちづくり活動全般にわたる支援の在り方についても幅広い市民の参画のもと検討していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

**審議会における市の説明**

○第17条第1項については、総則的なもの、定義や理念的なもの、広範な視点から検討を必要とするものとして審議会に付託する。

○生涯学習の推進(第17条第2項)

市民へ市民講座等により学習機会を提供し、自主的な生涯学習活動を支援するため、生涯学習センターを市内4箇所に設置し、運用している。

**【生涯学習センターの利用件数及び利用人数】**

・生野生涯学習センター

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	119件	108件	63件	921件
利用人数	2,470人	2,191人	908人	1,435人

・和田山生涯学習センター

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	1,851件	1,857件	1,322件	1,563件
利用人数	22,031人	22,228人	14,961人	17,232人

・山東生涯学習センター

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	1,458件	1,442件	1,484件	1,813件
利用人数	21,415人	28,095人	20,557人	19,495人

・朝来生涯学習センター

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	456件	595件	392件	404件
利用人数	8,195人	8,550人	4,974人	5,214人

\*全てのセンターにおいて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している。

○市民講座・教室の開催状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
講座・教室数	40講座	38講座	33講座	29講座
開催回数	350回	312回	238回	198回
受講者数	749人	803人	511人	494人
受講延べ人数	4,913人	4,708人	3,083人	2,636人

\*令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受講者数等が減少している。

## 委員の主な意見

- ◆講座に参加したことがあるが、十分楽しく懇切丁寧に教えていただけた。満遍なく旧町単位でも開催いただいております、今後も新たな講座が増えていけば良い。
- ◆学ぶだけでなく、生涯学習の成果をまちづくりに生かしていく仕組みが非常に重要である。
- ◆ある程度のコミュニティが出来上がれば、次から自主的な同好会等として移行していただくような方向を示してから講座を開設する等、自ら学びを継続する取組を支援することは大事な視点である。

## 審議結果

- ◇生涯学習の成果をまちづくりに生かしていく仕組みづくりが非常に重要である。今後も市民の意見を取り入れ、自ら学びを継続できる支援を続けていただきたい。
- ◇また、市民自治の担い手の発掘・確保という観点からも講師等人材登録バンクのような制度も検討いただき、幅広い市民の参画のもと継続した取組になるよう推進していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第5章 市政運営（第18条—第28条）

### （総合計画）

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

### 審議会における市の説明

#### ○総合計画の策定

- ・令和3年度をもって第2次総合計画の計画期間が終了することに伴い、今後8年間の市政における最上位計画として、第3次総合計画の策定を行った。
- ・この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画を総合計画全体の体系として構成しているとともに、基本計画は4年に1度、実施計画は毎年見直しを行うこととしている。
- ・令和2年度から令和3年度までの2箇年にかけて行った策定の過程において実施した、幅広い世代の市民参画による「あさご未来会議」（2回開催）、公募委員も含めた総合計画審議会等を通じて得られた市民の思いを基礎として、基本構想及び基本計画の策定を行った。
- ・基本計画の中での施策素案策定過程においては、各施策担当課において、各地域自治協議会の地域まちづくり計画の内容を反映することに努めることとした。
- ・総合計画の進行管理として、行政評価と連動した行政マネジメントシステムを確立し、毎年の予算編成に反映させている。

### 委員の主な意見

- ◆本市の総合計画は、基本構想＞基本計画＞実施計画という他の自治体のものとは比べてもスタンダードな構成である。
- ◆「第3次朝来市総合計画」は、あさご未来会議で多様な意見をもとに策定された計画である。会議に参加している年齢層は中間層が少なかつたようなので、そのような方々や働いている人が参加しやすく、意見を言いやすいような会議にしてはどうか。

## 審議結果

- ◇第3次総合計画策定においては、多様な市民の参画のもと策定された。引き続き、本条文の趣旨に則り策定していただきたい。
- ◇今後の総合計画の体系については、策定時の環境や社会情勢に柔軟に対応すべきである。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

(財政運営)

- 第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

**審議会における市の説明**

○財政計画の作成及び公表

計画的かつ健全な財政運営を図るため、毎年度、向こう10年間の財政収支見通しを作成し、課題及びそれへの対応も併せて、議会等へ報告し、公表している。

○予算、決算その他財政状況に関する情報の公表

予算、決算その他財政状況について、朝来市財政状況の公表に関する条例に基づき、市広報紙及び市ホームページに掲載し、公表している。

○健全化判断指標の公表

毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を算定し、監査委員の審査を付した上で議会に報告するとともに、市ホームページに掲載し、公表している。

**委員の主な意見**

- ◆財政の状況は広報紙で確認されている方も多いと思う。見やすいものとなるよう工夫が必要である。
- ◆逐条解説で記載されていること以上の取組をされている。特段問題ないと思慮する。今後、公表する項目が増えることも予想されるため、本条文中に直接具体的に列挙しない方が良い。

**審議結果**

◇今後も計画的かつ健全な財政運営に努め、市民に分かりやすい形での公表を続けていただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

### (情報公開)

第 20 条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

### 審議会における市の説明

○情報公開制度の運用状況

朝来市情報公開条例に基づき、市長、教育委員会等の実施機関の保有する情報の公開を図り、公正で開かれた行政の推進に努めている。

\* 情報公開請求の件数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
請求件数	41 件	30 件	33 件	19 件

### 委員の主な意見

◆ 個人情報の公開について、例えば要援護者等福祉関係の案件については、もう少し柔軟な対応ができないだろうか。

※意見の内容は、(個人情報) 第 25 条にも関連するものだが、本条文の審議の議論の中で発言された意見のため、本項目に記載している。

### 審議結果

◇ 市民が必要とする情報公開のニーズを十分に把握し、公開できる情報については、積極的に公表していただきたい。

◇ また、情報の共有を進める上でも、公開するデータ等の活用促進に向けた「オープンデータ※」の取組等を推進していただきたい。

※オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

（参考：

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定  
オープンデータ基本指針

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(情報提供)

第 21 条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

**審議会における市の説明**

○市広報紙の発行

市広報紙「広報朝来」を月 1 回、年間 12 回発行している。市民がより見やすく情報が届く広報を目指し、興味を持っていただける紙面づくり、UD フォントを使用する等、改善しながら取り組んでいる。

○ホームページや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス※）による情報発信

- ・市ホームページ及び Facebook（ちゃすりんなう）は、市から発信する情報をいち早く掲載し、情報が市民に届くように取り組んでいる。
- ・令和 3 年 7 月に、多くの方が利用されている LINE の市公式アカウントを作成し、新型コロナウイルスワクチン接種の予約などにも活用するとともに、市の情報発信の一元化にも取組を進めている。

※ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。（参考：総務省ホームページ「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の仕組み」）

\*Facebook（ちゃすりんなう）投稿件数（1 日 1 件を目標に投稿）

年度（期間）	平成 28 年 1 月～令和 3 年 3 月	令和 3 年度
投稿件数	428 件	185 件

○暮らしの便利帳の発行（民間事業者による。）

民間事業者が、市内企業等からの広告寄附により、市の行政情報、観光情報、医療機関情報等を掲載し取りまとめた情報誌を発行。令和 4 年 6 月に 3 回目の発行を行い、市内全戸配布を実施した。（約 4 年に 1 回のペース）

**委員の主な意見**

- ◆朝来市に関連した民間放送等によるテレビ放送について、市の音声告知放送やデータ放送などケーブルテレビからの周知は考えられないか。
- ◆庁内関係者で構成した広報委員会だけでなく、市民の声も反映できる機会があればよい。
- ◆暮らしの便利帳は分かりやすく編集されていて読みやすい。1 冊あると大変便利である。

## 審議結果

- ◇共有する情報についても、活用しやすい情報の出し方、新たな技術を活用した提供方法等を検討し、効果的な情報提供に努めていただきたい。
- ◇また、広報、ケーブルテレビ等の情報提供についても市民の声が反映できる機会を作るなど、市民の参画、時代のニーズに合わせた情報の共有を推進していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

(説明責任)

第 22 条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

**審議会における市の説明**

○施策形成説明等

- ・総合計画、創生総合戦略といった重要計画の策定過程においては、あさご未来会議及び総合計画審議会での対話の中で、施策形成の過程、内容及び成果指標について説明を行い、施策形成に反映させている。
- ・市政の中でも、その年度ごとで特に重要な施策については、市民との直接説明・対話の場である「まちづくりフォーラム」のテーマとして、市内各地域に出向き説明を行っている。

**委員の主な意見**

- ◆「広報」と「広聴」について、対象とする市民の属性を分けて取り組もうとされているのは良いことである。是非このまま進めていっていただきたい。
- ◆総合計画の指標としても挙げられているように、対話は参画と協働の取組を進めていく上でとても重要になる。
- ◆まちづくりフォーラムは、市からの一方的な説明になってしまっている。対面式でなかなか意見が出にくいのではないか。
- ◆あさご未来会議で、班に一人一人若手職員がついてファシリテーター\*をしているのは、大変良い取組だと感じた。職員研修にも繋がっている。

※ファシリテーター：会議や議論の際に、グループがより協力し、共通の目的を理解し、目的達成のための計画立案を支援する人のこと。  
「会議や研修などを進行する」「参加者に発言を促す」「話の流れをまとめる」といった役割を担う。

**審議結果**

◇対話を基調として、まちづくりフォーラムやあさご未来会議等、広聴を積極的に展開されており、今後においてもさまざまな局面に応じた適切な「広報」と「広聴」を実施し、本条に掲げる説明責任を果たしていただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(行政評価)

第 23 条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

**審議会における市の説明**

○行政評価の実施

- ・ 総合計画の施策については、総合計画策定時に設定した各成果指標の進行管理として、毎年度当初に市民アンケート及び定量的指標の検証を通じた評価を行っている。この評価結果を翌年度以降の予算配分に反映させるとともに、評価結果については、市ホームページで公開している。
- ・ 事務事業については、全事業の目的・成果・手段（事業内容）・事業費を確認するとともに、市の政策判断が大きく及ぶソフト事業（創生事業を除く。）については、評価を毎年実施し、事業の見直し、予算編成及び実施計画の策定に反映させるとともに、評価結果については、市ホームページで公開している。また、数年ごとに外部有識者や市民による外部評価を行い、評価の精緻化を図っている。

**委員の主な意見**

◆エビデンス（合理的根拠）が信頼性を高める。ロジック・モデルを取り入れた手法（EBPM<sup>※</sup>）は大事なので、今後も考えていってほしい。

※EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）： 証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事。  
 政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用した EBPM の推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資する、とされている。  
 （参考：内閣府ホームページ「内閣府における EBPM への取組」）

**審議結果**

◇本条文に基づき、EBPM など新たな手法を考慮しつつ、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---------------------------------------

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

**審議会における市の説明**

○行政手続条例の運用状況

行政不服審査法及び朝来市行政手続条例に基づき、行政処分に対する不服申立ての教示や審査請求の対応等を実施している。

**委員の主な意見**

◆全国的に見てもほぼ同じ形の仕組みである。

**審議結果**

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	<input type="checkbox"/> 無
---	----------------------------

(個人情報保護)

第 25 条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

**審議会における市の説明**

○個人情報保護制度の運用状況

朝来市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。

\*保有個人情報開示請求の件数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
請求件数	1 件	5 件	2 件	3 件

**委員の主な意見**

- ◆個人情報を漏洩しないのは当然のこととして、運用を考えていくというところが焦点である。実用化はまだ時間がかかると思われるが、介護認定等を AI で実施するというような取組も進められている。多様な活用の仕方について、従来とは変わってくるのが予想される。
- ◆行政機関は個人情報を持ち出せない仕組みになっており、在宅ワーク等が進んでいない要因にもなっている。
- ◆市民の利便性を図るデジタル施策も並行して推進してほしい。
- ◆国のデジタル施策の推進に伴い、各種法律改正が行われる予定で、それに関連した市の条例改正は必要になるかもしれない。

**審議結果**

- ◇本条文や関係法令等に基づき、引き続き厳正な個人情報保護に努めていただきたい。
- ◇福祉や防災、地域コミュニティ等における情報については、活用と保護の両面から、情報の取扱いを考えていただきたい。
- ◇国の法律改正等に基づく関係例規改正等については、遺漏なく取り組んでいただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(法令遵守及び公益通報)

- 第 26 条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。
- 2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

**審議会における市の説明**

○法令遵守

朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、公正な職務の執行確保に向けて全職員が常に意識し、実践すべき行動を示した「朝来市コンプライアンス※推進指針」を策定し、意識啓発に努めるとともに、毎年度、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施している。

※コンプライアンス：企業などが、法令や規則をよく守ること。法令遵守

○公益通報

通報先として、職員で構成する公正職務推進委員会及び弁護士等外部委員で構成する公正職務審査会を設置している。

**委員の主な意見**

- ◆毎年実施されているコンプライアンス研修については、「また今年も」となるかもしれないが、職員が再認識され、蓄積されていくことが重要であるので続けていただきたい。
- ◆市職員の副業について、法律上禁止されているわけではない。自治体として明確にルールを決めた上で、公務員でも行えるようにすべきである。それが社会への還元にも繋がる。

**審議結果**

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

(行政組織)

第 27 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

**審議会における市の説明**

○組織改編

- ・平成 31 年 3 月の組織編成では、支所及び和田山地域振興課の連携強化等を目的とした「まちづくり協働部」「市民協働課」の新設、政策部門と総務部門の連携強化を目的とした部の統合（現在の企画総務部）等を実施した。
- ・令和 4 年 3 月の組織編成では、上下水道部の設置をはじめ、市のデジタル化施策を戦略的かつ重点的に取り組むことを目的とした「デジタル戦略課」の新設や、市が重点的に取り組む必要がある事業の取組強化を図るため、課内室として、「あさご暮らし応援室」（市民協働課）、「環境推進室」（市民課）の設置等を実施した。

○臨時組織の設置

- ・令和 2 年 5 月に、新型コロナウイルス感染症対策支援として国が実施する特別定額給付金事業や中小企業者等緊急経済支援事業に迅速に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策支援施策推進プロジェクト・チームを設置した。
- ・令和 3 年 1 月には、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を円滑に推進するため、朝来市新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクト・チームを設置した。

**委員の主な意見**

- ◆社会教育委員が市長部局に移行した現状に疑問を感じている。社会教育委員が教育委員会だけでなく、もっと広い範囲で活動できるようにという対応であることは理解できるが、実情が伴っていないようである。
- ◆市の組織として、市長部局と教育委員会部局とがより連携して取り組んでいく必要がある。

**審議結果**

- ◇庁内連携をさらに強化し、縦割りではなく、総合性を持った柔軟な行政組織となるよう今後も努めていただきたい。
- ◇組織改正における説明については、市民に分かりやすい、丁寧な説明が必要である。

**条文改正の必要性**

有	無
---	---

## (危機管理)

第 28 条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

## 審議会における市の説明

### ○朝来市地域防災計画の改定

災害対策基本法・水防法等の改正、県地域防災計画の修正、朝来市内における社会情勢の変化及び防災対策の状況を反映させるため、朝来市防災会議で審議し、令和元年度から令和 2 年度までの 2 箇年にかけて朝来市地域防災計画を改訂した。

### ○危険箇所等、防災情報の周知・啓発

市民等に対し、災害の発生が想定される区域、その際の避難所の位置等を周知するため、水防法及び土砂災害防止法に基づき作成した朝来市ハザードマップ・防災ガイドを市内全世帯に配布した。

### ○自主防災組織への活動支援

市民及び幅広い関係機関と連携した市一斉避難訓練の実施、自主防災組織の活動及び地区防災計画策定に係る費用補助等を行い、市民参加による安全安心な防災まちづくりを推進している。

### ○緊急時における情報伝達手段の整備

正確かつ迅速な情報収集及び情報発信のため、防災メール（あさご安全安心ネット・ひょうご防災ネット）、市ホームページ、市公式 LINE、フェニックス防災システム、Jアラート等の手段を整備し、運用している。

## 委員の主な意見

- ◆地域自治協議会でも住民の避難について検討しているが、一般の方にどれだけの責任を負担してもらうのかについては、いつも課題になる。計画を策定することは重要だが、計画を作って終わりにしない取組を展開していく必要がある。
- ◆大きな被害が最近発生していないので、市民の危機管理意識が希薄になっていると感じる。実際に個別支援計画まで作っても機能するかどうか分からない。
- ◆ハザードマップを見ると危険地域が多いし、今後も防災に向けた話し合いは必要である。
- ◆災害時だけでなく、御近所同士の関係づくりが大切である。南海トラフ地震の危機感が強い太平洋側の沿岸部は、綿密な計画を立てられているケースが多い。
- ◆一次避難所に指定されている公民館が、危険な場所に立地しているケースがある。安全な避難場所が確保されていない地域もあるのが現状である。
- ◆防災士の方が地域でお話をされるなど、防災意識を高めるような取組があっても良い。

## 審議結果

- ◇本条文に基づき、今後も市民の危機管理の向上に資する計画や組織支援を展開され、有事の際に機能する取組となるよう努めていただきたい。
- ◇また、地域の防災計画についても防災士等の助言等を活用するなど、防災意識の向上に努めていただきたい。

## 条文改正の必要性

有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---------------------------------------

## 第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第29条・第30条）

（国及び兵庫県との関係）

第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

### 審議会における市の説明

○国・県との連携

地方分権、権限移譲については、国・県の取組と連携し、推進している。

### 委員の主な意見

- ◆国・県の事業について、市民が市に意見や要望を言う機会があるが、これらことは、しっかりと市から国・県につなげてほしい
- ◆市と国・県との連携について、職員が本条例の意思をしっかりと学び、市民に対応できるようになってほしい。

### 審議結果

◇市は、国や県とは対等協力関係であることを再認識し、本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

### (他の地方公共団体等との連携)

第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

## 審議会における市の説明

### ○災害時相互応援協定の締結

- ・大規模災害や防災全般に関わる協力体制強化のため、他自治体等との広域的な応援体制を構築している。
- ・必要に応じて災害時の相互応援協定の締結を行い、相互の応援活動を行うに当たって必要な事項を事前に明確化する等の備えを行っている。

参考：兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（県・県内41市町）、防災サミット構成市町（全国10市町）、恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定（全国12市町村）、長野県須坂市、宮城県角田市、宮城県山元町、京都府福知山市、大分県竹田市、長崎県壱岐市、福井県小浜市

### ○広域的協力・連携関係の樹立

- ・県との関係においては、市町懇話会、但馬政策懇談会等、知事はじめ県幹部等との意見交換の場において連携を求めており、国との関係においては、兵庫県市長会及び但馬自治会において連携を求めている。
- ・豊岡市を中心とした但馬定住自立圏に関する協定を締結し、近隣市町とも連携し、但馬の広域課題に取り組んでいる。また、隣接する福知山市及び丹波市との連携（三市連携）や、共通するテーマ（日本遺産等）による関係市町との連携に取り組んでいる。
- ・さらに、関西学院大学、福知山公立大学等、6つの大学との間で包括・個別連携協定を締結しているほか、令和3年に開学した芸術文化観光専門職大学と、地域課題解決に向けた連携に取り組んでいる。
- ・災害時においては、兵庫県・県内市町のほか、宮城県角田市・山元町等、全国の自治体間で災害時相互応援協定を締結している。
- ・また、但馬広域行政事務組合、南但広域行政事務組合等による共同事務を行っている。

## 委員の主な意見

- ◆広域連携の取組は以前に比べて多くなってきている。連携先と行政だけではない市民の繋がり等に及ぶケースもある。
- ◆分野ごとに圏域を設定し連携が必要だと考えられている。防災においては、離れた距離での連携が必要な分野である。
- ◆例えば、東京23区では全国700を超える自治体と連携しており、特産品の販売や商品開発までもに及ぶ。必要が無くなれば淘汰される事業もあると思うが、連携していくことは、これからも必要である。

## 審議結果

◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。

## 条文改正の必要性

有	無
---	---

## 第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

（最高規範性）

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

### 審議会における市の説明

○他の例規との整合に係る取組状況

例規の制定改廃時には、担当課の作成した例規案が法的適格性、法的正当性及び法的協調性を有し、その立法内容が正しく、かつ、矛盾なく整備統一されているかどうかについて、総務課の事前審査及び例規審査会の審査を実施している。

\* 例規制定改廃の件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
請求件数	260件	251件	280件	264件

### 委員の主な意見

- ◆本条例は他の条例と横並びであるが、本条文で最高規範と謳われている。市のその他条例については自治基本条例の考え方を尊重して考える必要がある。
- ◆例規の制定改廃について、新型コロナウイルス感染症対策に関する例規など緊急性の高いものについては、どの自治体も速やかに対応いただいている。
- ◆市民には、条例等の例規制定改廃については時間や労力がかかるということも知ってもらう必要がある。

### 審議結果

◇引き続き例規審査の中で本条例との整合性を図られるとともに、適正な法務政策推進に向け、職員の意識醸成に努めていただきたい。

### 条文改正の必要性

有	無
---	---

(条例の見直し)

第 32 条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

**審議会における市の説明**

○自治基本条例の評価検証、見直し状況等

朝来市第 3 次分権型社会システム検討懇話会(平成 23 年度～24 年度)において、地域協働の観点から地域自治システムに関する条例の確認が行われている。

また、平成 23 年度に地方自治法の改正に伴い、一部改正が行われた。

**委員の主な意見**

- ◆今回の検証作業は、あらためて本条例を見直す良い機会になったのではないかと。
- ◆「適切な時期」を、どのように設定するのが重要である。
- ◆検証の時期を具体的に設定するのは、難しいこともある。「〇年ごとに 1 回検証する。」と決めるとすると、その設定した期間が本当に適切かという疑問は残るし、また、真に検証が必要なきがあっても、「条例に規定する検証時期になっていない」と、時機を逃してしまうかもしれない。条例改正をして期限を決めてしまうよりは、運用面で対応の方が柔軟な対応ができる。

**審議結果**

- ◇条例の見直しにおいては、多様な市民の参画のもと検証、見直しが行われるよう、引き続き、本条文に基づき実施していただきたい。
- ◇具体的な見直し時期については、①法令改正等の必要に迫られた場合は随時検証する、②5 年程度で定期的に検証する、ことを逐条解説に書き加えるなど、運用において適切に対応していただきたい。

**条文改正の必要性**

有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---------------------------------------

## 第Ⅳ部 総括

### ◇検証結果について

自治基本条例が現在の朝来市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証した結果、条例はおおむね適切に運用されており、直ちに見直しを行う必要はないと判断した。

しかしながら、運用上の課題もうかがわれるため、この条例の趣旨と意義を深めるための周知を継続的に行うとともに、より効果的な取組を実施し、その成果を市民と情報共有していただきたい。

### ◇今後の取組について

本検証報告書は、令和4年6月から令和5年3月までにかけて開催された朝来市自治基本条例審議会の審議結果を取りまとめたものである。

審議会は、おおむね月1回、計9回開催し、慎重に議論を重ねてきた。条文ごとのまとめは前述のとおりであるが、以下の内容については今後の課題とする。

1点目は、本条例が定める基本理念やまちづくりの基本原則が、市民にどこまで浸透しているかである。

本条例に定めるまちづくりの主体は、市民、市議会、行政機関であり、それぞれの役割、責務を規定しているが、市職員はもちろんのこと、市民への一層の浸透、周知が必要ではないだろうか。本条例を分かりやすく、身近なものとして市民の参画と協働に寄り添うものになるよう、有効な周知の在り方を検討いただきたい。

2点目は、効果的な検証方法の検討である。

今回の検証は制定後初めての取組であり、本条例第32条に基づくものである。主に市職員による内部検証に基づき、制度の実施状況や運用状況を中心に、条例の内容が朝来市にふさわしいものであるか等の検証を実施してきた。本条例の持つ「意義」や「理念」については、幅広く「市民」に認識を深めた上で意見をいただく場があってもよかつたのではないだろうか。より効果的な検証方法についても検討いただきたい。

3点目は、今回の検証をどのように今後の朝来市の市政運営に反映させていくかである。

今回の検証において、朝来市は本条例に基づく様々な事業を展開され、制度や仕組みを構築されてきたことを再認識することができた。しかし、本条例に定める意義や理念の充足に至っていないと考えられる部分もあるため、その内容について引き続き検討いただきたい。

最後に、コロナ禍を経た、新時代にふさわしい「まちづくり」の推進である。

社会情勢の急激な変化により、市民生活、これをとりまく行政の在り方も的確な対応を迫られている。このような時期だからこそ、市民一人一人がまちづくりの基本原則である「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」を見つめなおし、多様な取組を実践していくことが重要である。

このたびの検証結果が、朝来市の未来へ向けた「まちづくり」に繋がっていくことを切に願うところである。





朝来市の花 さくら



朝来市の木 けやき

## 参 考 資 料

1	朝来市民憲章	46
2	朝来市自治基本条例	47
3	朝来市自治基本条例審議会条例	52
4	朝来市自治基本条例の検証について（諮問） .....	54
5	朝来市自治基本条例審議会の審議経過	55
6	朝来市自治基本条例審議会委員名簿	56

## 1 朝来市民憲章

私たち朝来市民は、自らが考えて行動し、共に助け合いながら住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一人ひとりを大切に、心豊かに生きるまちをめざします。

手をつなぎ、支えあい、安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

元気いっぱい、笑顔が出会うまちをめざします。

ふるさとを愛し、未来に誇るまちをめざします。

みんなが主役、夢と希望に満ちたまちをめざします。

## 2 朝来市自治基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民（第4条・第5条）

第2節 市議会（第6条・第7条）

第3節 行政機関（第8条・第9条）

第3章 参画と協働（第10条—第13条）

第4章 市民自治（第14条—第17条）

第5章 市政運営（第18条—第28条）

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第29条・第30条）

第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

#### 附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

(まちづくりの基本原則)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

(1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。

(2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。

(3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

## 第2章 まちづくりの主体

### 第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の社会的責任)

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

### 第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

### 第3節 行政機関

(市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、

まちづくりに取り組まなければならない。

### 第3章 参画と協働

#### (参画と協働の推進)

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

#### (意見公募制度)

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

#### (審議会等の運営)

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

#### (住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### 第4章 市民自治

#### (コミュニティの形成)

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

#### (地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

#### (まちづくり活動への支援)

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

## 第5章 市政運営

(総合計画)

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(財政運営)

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(情報公開)

第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

(情報提供)

第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

(説明責任)

第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結

果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

(行政手続)

第 24 条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

(個人情報保護)

第 25 条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守及び公益通報)

第 26 条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

(行政組織)

第 27 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

(危機管理)

第 28 条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

第 6 章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

(国及び兵庫県との関係)

第 29 条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 30 条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

第 7 章 この条例の位置付け

(最高規範性)

第 31 条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第 32 条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 朝来市自治基本条例審議会条例

(設置)

第1条 朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、朝来市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びその結果を答申するものとする。

- (1) 条例の運用状況に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市内事業者の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問された事項について答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり協働部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表プロポーザル審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------

## 4 朝来市自治基本条例の検証について（諮問）

諮問第2号

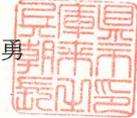
朝来市自治基本条例審議会会長 様

朝来市自治基本条例の検証について（諮問）

朝来市自治基本条例の施行状況等を検証するため、朝来市自治基本条例審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

令和4年6月23日

朝来市長 藤岡 勇



諮問趣旨

平成21年4月に施行された本条例には、第32条に「市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。」とあり、市民の参画をいただいた本審議会において、本条例の運用状況等の検証評価をいただくものです。

## 5 朝来市自治基本条例審議会の審議経過

回数	開催日	内容
第1回	令和4年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・諮問</li> <li>・審議概要説明 等</li> </ul>
第2回	令和4年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第1条～第10条、第12条、第13条」</li> </ul>
第3回	令和4年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第11条、第14条～第17条」</li> </ul>
第4回	令和4年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第18条～第23条」</li> </ul>
第5回	令和4年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第24条～第28条」</li> </ul>
第6回	令和4年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第29条～第32条」</li> </ul>
第7回	令和5年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文審議 「第6条、第7条」※再審議</li> <li>・検証報告書素案の提示</li> </ul>
第8回	令和5年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証報告書案の検討</li> <li>・答申案の検討</li> </ul>
第9回	令和5年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証報告書の確定</li> <li>・答申</li> </ul>

## 6 朝来市自治基本条例審議会委員名簿

職 務	所属・役職等	氏 名	備 考
会 長	東京都立大学 法学部法学科教授	大 杉 覚	学識経験者
職務代理者	朝来市連合区長会理事 和田山町区長会副会長	雑 賀 忠 文	公共的団体の代表
委 員	いくの地域自治協議会事務局長	小 島 公 明	公共的団体の代表
委 員	朝来市社会福祉協議会次長	習 田 良 子	公共的団体の代表
委 員	朝来市シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	下 口 光 子	公共的団体の代表
委 員	朝来市商工会女性部長 (スポーツゾーンやましょう)	山 田 千 恵 子	市内事業者の代表
委 員	そば処伏見さらしな主任 (商工会からの推薦事業者)	太 田 文 樹	市内事業者の代表
委 員	兵庫県地域再生アドバイザー	中 島 英 樹	公募による市民
委 員	朝来地域自治協議会事務局員	中 尾 敦 子	公募による市民
委 員	第2次分権型社会システム検討 懇話会委員	増 子 裕 子	市長が必要と認める者

※所属・役職等は、委嘱時点（令和4年6月23日）のもの（敬称略）



朝来市自治基本条例検証報告書  
令和5年（2023年）3月  
朝来市自治基本条例審議会

〈問合せ先〉

朝来市自治基本条例審議会事務局  
（朝来市まちづくり協働部市民協働課）  
〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

TEL 079-672-3065

FAX 079-672-4041

E-mail [kyodo@city.asago.lg.jp](mailto:kyodo@city.asago.lg.jp)

## 朝来市の見解



## 朝来市の見解

前文	条文	審議会審議結果	市の見解
前文	<p>私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。</p> <p>また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。</p> <p>私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。</p> <p>私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。</p>	<p>◇前文については、愛着ある地域を端的に表現し、あらためて地域の良さを感じる内容である。</p> <p>◇今後は、まちづくりの原点である自治基本条例はもとより、市民憲章についても広く市民に周知されるよう努めていただきたい。</p>	<p>◆多様な市民のまちづくりへの参画を実現するために、市民憲章を踏まえた本条例が市民に広く浸透するための取り組みを進めます。</p>

## 第1章 総則

第1章	条文	審議会審議結果	市の見解
第1条 ・ 第2条 ・ 第3条	<p>(目的)            第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p> <p>(定義)            第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。            (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。            (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。            (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。</p> <p>(まちづくりの基本原則)            第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。            (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。            (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。            (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。</p>	<p>◇本市の自治基本条例の総則であり、本条例の目的である「市民自治によるまちづくりを実現」するため、多様な「市民」の参画は必要である。            ◇引き続き、第3条の基本原則に基づき、多様な「市民」の参画のもと、まちづくりや市政を推進していただきたい。</p>	<p>◆多様な市民のまちづくりへの参画を実現するために、市民憲章を踏まえた本条例が市民に広く浸透するための取り組みを進めます。</p>

## 第2章 まちづくりの主体

第2章	条文	審議会審議結果	市の見解
第4条 ・ 第5条	<p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の社会的責任)</p> <p>第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。</p>	<p>◇市民の責務については、市民への継続的で分かりやすい周知が必要である。また、事業者の責務についても同様で、それぞれの役割のもと目的や理念を推進していかなければならない。</p> <p>◇今後についても、分かりやすい周知方法を検討し、理解を深められるよう努めていただきたい。</p>	<p>◆多様な市民のまちづくりへの参画を実現するために、市民憲章を踏まえた本条例が市民に広く浸透するための取り組みを進めます。</p>
第6条 ・ 第7条	<p>(市議会の役割及び責務)</p> <p>第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>◇「朝来市議会基本条例」の規定に基づき、今後も不断の研さん及び調査研究活動等、取組の充実強化に努めていただきたい。その際、今後予定されている地方自治法改正などの動向を踏まえていただきたい。</p>	<p>第6条 ◆市民に開かれた議会に向け、市議会ホームページをはじめ、広報紙の発行、議会報告会など情報発信に努めます。 ◆多様化する市民ニーズや様々な行政課題に対して、スピード感をもって対応できるよう調査事務等を進め、本会議及び各委員会の運営に努めます。</p> <p>第7条 ◆議員の資質向上に向け、研修会等に積極的に参加し知見を高めていくよう努めます。 ◆市民に開かれた議会に向け、市民との意見交換を積極的に取り組むとともに、情報発信にも取り組みます。</p>
第8条 ・ 第9条	<p>(市長等の権限及び責務)</p> <p>第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。</p> <p>2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。</p>	<p>◇市長は、教育委員会など他の執行機関との連携を充実させるとともに、その成果が市民に分かりやすく周知するように努めていただきたい。</p> <p>◇引き続き、政府が進める「働き方改革」も意識しながら、朝来市人材育成計画を推進していただきたい。</p> <p>◇また、市の職員ならではの特性を生かし、積極的に地域づくり活動に参加するとともに、活動から得た地域情報を庁内で共有できる環境が必要である。ただ、職員だからといって役割を強制することは避け、同じ地域の一員として活動に参加できるよう、市がその環境づくりを支援する必要がある。</p>	<p>第8条 ◆公正かつ誠実な職務の執行はもとより、執行機関の連携を密にし、効率的かつ効果的な市政運営となるよう組織編制に取り組みます。</p> <p>第9条 ◆全体研修等を通じて職員のコンプライアンス意識の向上に努めるとともに、朝来市人材育成計画に基づき、職員に必要な知識の習得に努めます。 また、働き方改革によるワークライフバランスの充実に取り組むとともに、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。</p>

### 第3章 参画と協働

第3章	条文	審議会審議結果	市の見解
第10条	<p>(参画と協働の推進)</p> <p>第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>◇条文の趣旨に基づき継続推進していただきたい。</p>	<p>◆引き続き、広報・広聴の充実に努め、市民参加型のワークショップや市民フォーラム等を通じ、幅広い市民の参画と協働の機会を確保します。</p>
第11条	<p>(意見公募制度)</p> <p>第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>◇意見公募の手段としてのパブリックコメントについては、幅広く意見を聴取できるような「分かりやすい工夫」が必要である。</p> <p>◇また、パブリックコメントの実施規程はあるものの、対象とする事案についての基準をより明確にすべきではないかと考える。</p> <p>◇若い世代や女性の参画が促進されるよう、市民の声を幅広く取り入れることができる仕組みづくりやPR方法等について、更なる検討を進めていただきたい。</p> <p>◇デジタル技術を活用するなど、より多くの市民が意見公募の場に参加できるようになることが重要である。</p>	<p>◆パブリックコメント実施規程に基づき適切に実施することはもちろんのこと、幅広く意見を聴取できる仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>◆行政からの一方的な情報発信のみではなく様々な媒体から周知を図ります。</p> <p>◆主な情報収集の手段としてスマートフォンを活用することで若い世代や女性の参画を促し、市民の声を幅広く取り入れることのできる仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>◆市のホームページによる情報発信に加え、市公式LINEの利便性をPRし、普及を図るためケーブルテレビ等で周知を行うとともに、デジタル技術の活用によるさらなる意見公募制度の充実を図ります。</p>
第12条	<p>(審議会等の運営)</p> <p>第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。</p> <p>2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p>	<p>◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。</p>	<p>◆審議会等の運営について、朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針、朝来市附属機関等の委員の公募基準に基づく適切な配置と会議及び会議録の公開に取り組みます。</p>
第13条	<p>(住民投票)</p> <p>第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>◇本条文に基づき取り組んでいただきたい。</p>	<p>◆住民投票については、必要な時期に条例制定等を行い適切に対応します。</p>

## 第4章 市民自治

第4章	条文	審議会審議結果	市の見解
第14条	<p>(コミュニティの形成)</p> <p>第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。</p>	<p>◇自治会（行政区）の自主的な活動を支援できるよう、今後も地域ニーズを把握し、支援を継続していただきたい。</p> <p>◇自治会（行政区）の規模は大小あるが、少子高齢化に伴う人口減少を受け、自治会同士や地域自治協議会の連携強化がより求められている。これらの活動が継続的に行われるよう、今後の地域コミュニティの在り方について検討していただきたい。</p>	<p>◆今後も地域ニーズの把握に努め、自治会の自主的な活動や継続的な地域運営等を維持するための支援を行います。</p> <p>◆人口減少に伴う地域コミュニティの在り方についての検討を進め、新たな指針を策定することにより、自治会（行政区）や地域自治協議会との連携強化に努めます。</p>
第15条	<p>(地域自治協議会の設立)</p> <p>第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。</p> <p>2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。</p> <p>(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。</p>	<p>◇多くの市民が参加したいと思える、参加しやすい環境づくりを整え、地域自治協議会活動の更なる充実が図られるよう取り組んでいただきたい。</p>	<p>◆小規模集落や地域自治協議会へのヒアリング等を行い、地域ニーズや課題等の現状把握に努め、今後の地域自治協議会の在り方を再検討・再構築するための取り組みを進めます。</p> <p>また、多くの市民が参加したいと思える、参加しやすい環境づくりを整えるため、研修やフォーラム等を開催し、自治協議会活動の更なる充実に向けた取り組みを進めます。</p>
第16条	<p>(まちづくり活動への支援)</p> <p>第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。</p>	<p>◇まちづくり活動の支援については、従来からの補助金や交付金等の支援だけでなく、伴走支援の体制作りや中間支援組織等の活用等を含めた研究、改善を進めていただきたい。</p> <p>◇また、第14条の基礎的なコミュニティ、第15条の地域自治協議会、本条第1項のまちづくり団体の役割を再確認するとともに、市民自治の主要な担い手であるまちづくり活動全般にわたる支援の在り方についても幅広い市民の参画のもと検討していただきたい。</p>	<p>◆自治会や地域自治協議会のニーズの把握に努め、従来からの補助金や交付金等の支援だけでなく、伴走支援の体制作りや中間支援組織等の活用等を含めた研究、改善を進めます。</p> <p>◆幅広い市民の参画のもと、地域コミュニティの役割を再確認するとともに、市民自治の主要な担い手であるまちづくり活動全般にわたる支援の在り方について引き続き取り組みます。</p>

第4章	条文	審議会審議結果	市の見解
第17条	<p>(生涯学習の推進)</p> <p>第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。</p>	<p>◇生涯学習の成果をまちづくりに生かしていく仕組みづくりが非常に重要である。今後も市民の意見を取り入れ、自ら学びを継続できる支援を続けていただきたい。</p> <p>◇また、市民自治の担い手の発掘・確保という観点からも講師等人材登録バンクのような制度も検討いただき、幅広い市民の参画のもと継続した取組になるよう推進していただきたい。</p>	<p>◆幅広い年齢層に向けたより魅力ある市民講座等の運営を目指し、市民が自ら学びを継続する取組みを支援していくとともに、社会教育委員会等により市民の意見を聴取し、市民の生涯学習活動の成果を実践する機会を提供する仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>◆各生涯学習センター間が密に連携し市民講座等の実施内容や方法など受講者へのアンケート調査を生かした企画検討を行い、様々な媒体を駆使し、市民へ積極的に情報発信し、学習機会の提供を行います。</p> <p>◆新たに「学びたい人」に「学んだ成果を活かしたい人」を紹介する人財バンク制度を創設し、生涯学習推進員等と連携した制度利用の促進に取り組みます。</p>

## 第5章 市政運営

第5章	条文	審議会審議結果	市の見解
第18条	<p>(総合計画)</p> <p>第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。</p> <p>3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。</p> <p>4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。</p> <p>5 市長は、総合計画の内容を表現するため、適切な進行管理を行わなければならない。</p> <p>6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるように検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p>	<p>◇第3次総合計画策定においては、多様な市民の参画のもと策定された。引き続き、本条文の趣旨に則り策定していただきたい。</p> <p>◇今後の総合計画の体系については、策定時の環境や社会情勢に柔軟に対応すべきである。</p>	<p>◆令和4年度を始期とする第3次総合計画については、令和7年度の基本計画見直し時においても、第3次総合計画策定時と同様、市民対話による市政参画の機会創出に努めながら、策定作業を行います。</p> <p>また、自治基本条例第18条第2項に基づいた上で、国のデジタル田園都市国家構想をはじめとする政策動向を踏まえ、創生総合戦略とのあり方も含めて構成の見直しを行います。</p>
第19条	<p>(財政運営)</p> <p>第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>◇今後も計画的かつ健全な財政運営に努め、市民に分かりやすい形での公表を続けていただきたい。</p>	<p>◆財政計画、予算、決算、その他財政状況及び健全化判断指標等について、引き続き広報紙及びホームページで市民に分かりやすい形で公表します。</p>
第20条	<p>(情報公開)</p> <p>第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。</p>	<p>◇市民が必要とする情報公開のニーズを十分に把握し、公開できる情報については、積極的に公表していただきたい。</p> <p>◇また、情報の共有を進める上でも、公開するデータ等の活用促進に向けた「オープンデータ」の取組等を推進していただきたい。</p>	<p>◆情報公開条例に基づき適正な情報開示に取り組むとともに、常時公開が可能な情報については、積極的に公開していく「オープンデータ」に取り組みます。</p>

第5章	条文	審議会審議結果	市の見解
第21条	<p>(情報提供) 第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。</p>	<p>◇共有する情報についても、活用しやすい情報の出し方、新たな技術を活用した提供方法等を検討し、効果的な情報提供に努めていただきたい。 ◇また、広報、ケーブルテレビ等の情報提供についても市民の声が反映できる機会を作るなど、市民の参画、時代のニーズに合わせた情報の共有を推進していただきたい。</p>	<p>◆情報提供について、広報委員会（庁内組織）を開催し、各セクションとの意見交換を行いながら進め、市ホームページや広報紙等で外部のアドバイスを募集することを検討します。 ◆市公式LINEの利便性をケーブルテレビ等で周知し、外部のアドバイスを参考にしつつ、必要な情報を必要な市民に届けるセグメント配信の普及を図ります。</p>
第22条	<p>(説明責任) 第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p>	<p>◇対話を基調として、まちづくりフォーラムやあさご未来会議等、広聴を積極的に展開されており、今後においてもさまざまな局面に応じた適切な「広報」と「広聴」を実施し、本条に掲げる説明責任を果たしていただきたい。</p>	<p>◆現状の広報やホームページ、LINEを中心としたSNSによる政策等の情報発信とともに、まちづくりフォーラム、あさご未来会議、ふれあい市長室など、市民との直接対話による広報・広聴の機会の維持拡充に努めます。</p>
第23条	<p>(行政評価) 第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。</p>	<p>◇本条文に基づき、EBPMなど新たな手法を考慮しつつ、現在の取組を継続的に推進していただきたい。</p>	<p>◆EBPM等新たな行政評価手法について研究し、現在の行政評価システムのブラッシュアップを図りながら、継続的に行政マネジメントを推進します。</p>
第24条	<p>(行政手続) 第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p>	<p>◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。</p>	<p>◆該当法令に照らしつつ、適正な運用に取り組みます。</p>

第5章	条文	審議会審議結果	市の見解
第25条	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>◇本条文や関係法令等に基づき、引き続き厳正な個人情報保護に努めていただきたい。</p> <p>◇福祉や防災、地域コミュニティ等における情報については、活用と保護の両面から、情報の取扱いを考えていただきたい。</p> <p>◇国の法律改正等に基づく関係例規改正等については、遺漏なく取り組んでいただきたい。</p>	<p>◆国の法改正等の情報収集を行いつつ、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な個人情報の取扱いに努めます。</p>
第26条	<p>(法令遵守及び公益通報)</p> <p>第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。</p>	<p>◆全体研修等を通じて職員のコンプライアンス意識の向上に努めます。</p>
第27条	<p>(行政組織)</p> <p>第27条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。</p>	<p>◇庁内連携をさらに強化し、縦割りではなく、総合性を持った柔軟な行政組織となるよう今後も努めていただきたい。</p> <p>◇組織改正における説明については、市民に分かりやすい、丁寧な説明が必要である。</p>	<p>◆公正かつ誠実な職務の執行はもとより、執行機関の連携を密にし、効率的かつ効果的な市政運営となるよう組織編成に取り組みます。</p> <p>また、組織改編の際には、市民に分かりやすい周知となるよう努めます。</p>
第28条	<p>(危機管理)</p> <p>第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。</p>	<p>◇本条文に基づき、今後も市民の危機管理の向上に資する計画や組織支援を展開され、有事の際に機能する取組となるよう努めていただきたい。</p> <p>◇また、地域の防災計画についても防災士等の助言等を活用するなど、防災意識の向上に努めていただきたい。</p>	<p>◆引き続き訓練の実施や防災講演会、研修会の開催などを通じて市民の防災意識の高揚を図ります。</p> <p>また、地域間における防災意識の格差を是正し、さらなる地域防災力の向上を目指します。</p> <p>さらに、地域行事や学校等と連携した地域防災訓練を実施する等、多様な世代にアプローチした事業を展開します。</p> <p>◆地区防災計画の策定は自主防災組織等による地域防災活動に不可欠であることから、未策定地区との懇談などを行い、防災士等の助言等も活用し、計画策定を支援することで、策定率の向上を図ります。</p>

## 第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

第6章	条文	審議会審議結果	市の見解
第29条	<p>(国及び兵庫県との関係)</p> <p>第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。</p>	<p>◇市は、国や県とは対等協力関係であることを再認識し、本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。</p>	<p>◆地域の実情や市民ニーズを対話等を通じてしっかり把握したうえで、庁内各部署との調整を密にしながら、各施策部門の課題・改善方針を国・県の関係機関に要望します。</p> <p>全国市長会、但馬自治会等、国県への要望チャンネルを活用し、国・県の諸制度との齟齬が生じるような場合においては、様々なチャンネルを用いて改善を要望、または適切な提案を行います。</p>
第30条	<p>(他の地方公共団体等との連携)</p> <p>第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。</p>	<p>◇本条文に基づき、現在の取組を継続的に推進していただきたい。</p>	<p>◆引き続き、既存の連携の枠組みを維持するとともに、今後新たな分野における他自治体等との連携についても、市政の効率性・効果性をしっかり見据えた上で、調査・検討します。</p> <p>また、広域的協力・連携関係を深め、大規模災害や防災全般に関わる協力体制の強化を図ります。</p>

## 第7章 この条例の位置付け

第7章	条文	審議会審議結果	市の見解
第31条	<p>(最高規範性) 第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。</p>	<p>◇引き続き例規審査の中で本条例との整合性を図られるとともに、適正な法務政策推進に向け、職員の意識醸成に努めていただきたい。</p>	<p>◆本条例に整合した例規審査を実施し、適正な運用に取り組むとともに、研修等により職員の法制執務能力の向上に努めます。</p>
第32条	<p>(条例の見直し) 第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>◇条例の見直しにおいては、多様な市民の参画のもと検証、見直しが行われるよう、引き続き、本条文に基づき実施していただきたい。 ◇具体的な見直し時期については、①法令改正等の必要に迫られた場合は随時検証する、②5年程度で定期的に検証する、ことを逐条解説に書き加えるなど、運用において適切に対応していただきたい。</p>	<p>◆検証・見直しを行う際には、多様な市民の参画に基づき実施するとともに、定期的な運用がなされるよう、新たな規定を設けます。 ◆見直しの周期を総合計画策定サイクルと合わせ、法令改正等の必要に迫られた場合は随時検証します。</p>



# 朝来市職員アンケート調査結果報告書



## 朝来市自治基本条例に関する職員アンケート調査 結果報告書

令和5年10月30日  
まちづくり協働部 市民協働課

### 1. 調査の趣旨と方法等

#### (1) 目的

令和4年度中9回にわたり開催された「朝来市自治基本条例審議会」においてまとめられた検証報告書に基づき、市としての対応方針を作成していくための参考データとする。また、職員への条例への意識啓発をあわせて行うことを目的とする。

#### (2) アンケート調査の実施概要

令和5年9月1日（金）～9月19日（火）の期間、LoGo フォームでの回答を求めた。職員への周知は部長会議を経た上で職員用掲示板への掲載を行い、全職員へのメール通知により対応した。

#### (3) アンケート回収状況

##### ①回収率

対象職員数 343 人のうち、200 人から回答を回収となっており。回収率 58.3%である。

##### ②役職別の回答者数

本アンケートでは職員の役職を 12 の階層に分け、回答者の属性を把握するためにいずれの階層に属するのかを答えてもらっている。また、実際のアンケート調査結果の集計においては、12 の階層を 3 つの分類にまとめている。3 つの分類とは、「主事～上席主査」、「係長～課長補佐」、「副課長以上」である。

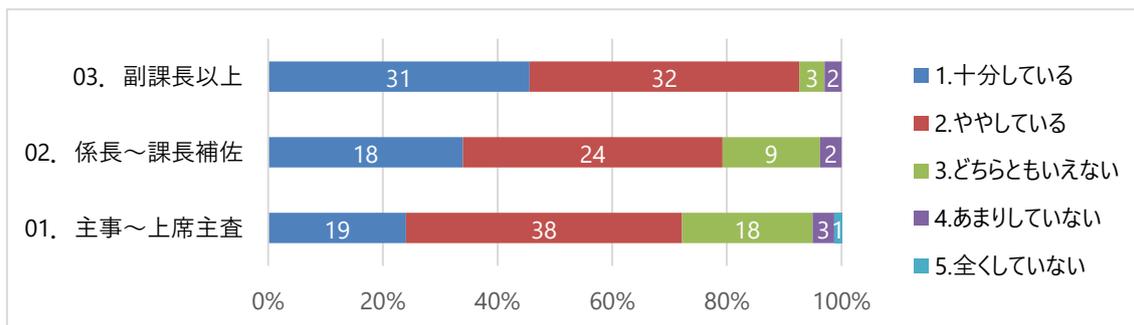
そこで、各階層、各分類の回答者数をまとめると以下のような表になる。

3分類	役職階層	回答者数	回答者比率	分類別
主事～上席主査 79名	主事	39	19.5%	79
	主任	21	10.5%	
	主査	13	6.5%	
	上席主査	6	3.0%	
係長～課長補佐 53名	係長	18	9.0%	53
	主幹	7	3.5%	
	課長補佐	28	14.0%	
副課長以上 68名	副課長	21	10.5%	68
	参事	2	1.0%	
	課長	26	13.0%	
	次長	6	3.0%	
	理事・部長	13	6.5%	
合計		200	100.0%	200

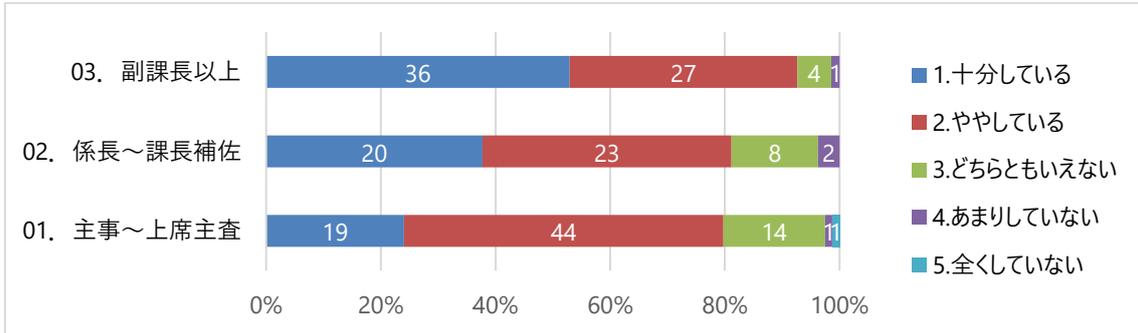
## 2. アンケート調査結果

アンケート設問時には12に分けていた役職階層を、前述の3つの分類に分け直し、各設問に対して階級毎にクロス集計を行った結果を示す。なお、以下の帯グラフは各分類で回答した選択肢の割合を示しており、帯グラフ内に示している数値は各分類の回答で選択した人の実数を示している。

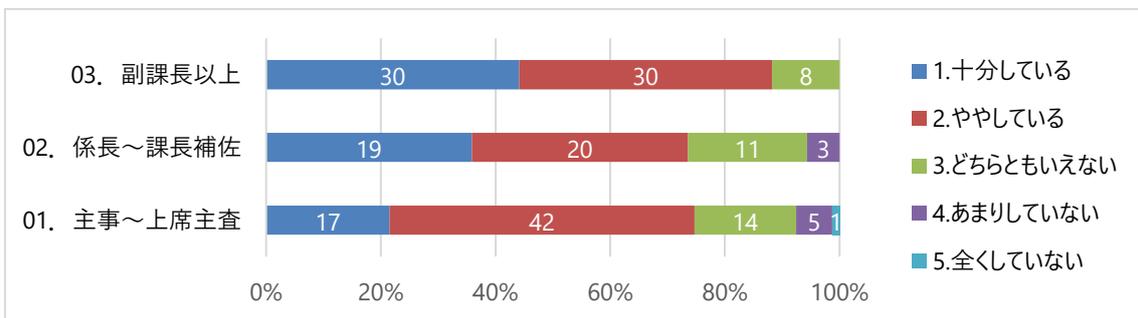
### 問2 前文



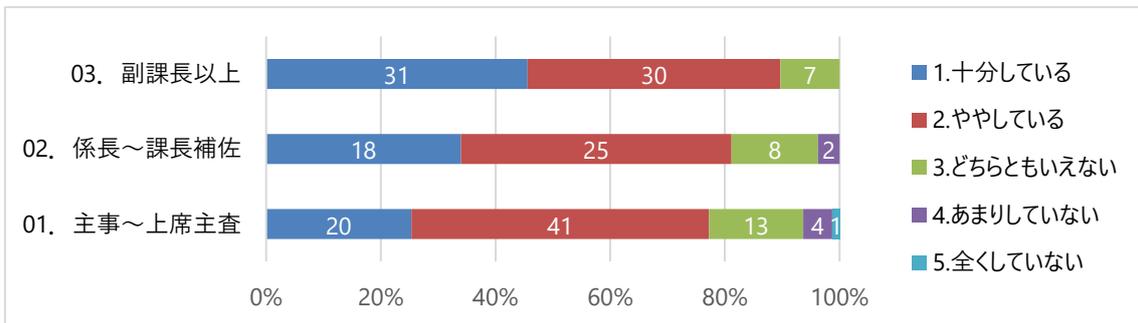
問2 第1条 (目的)



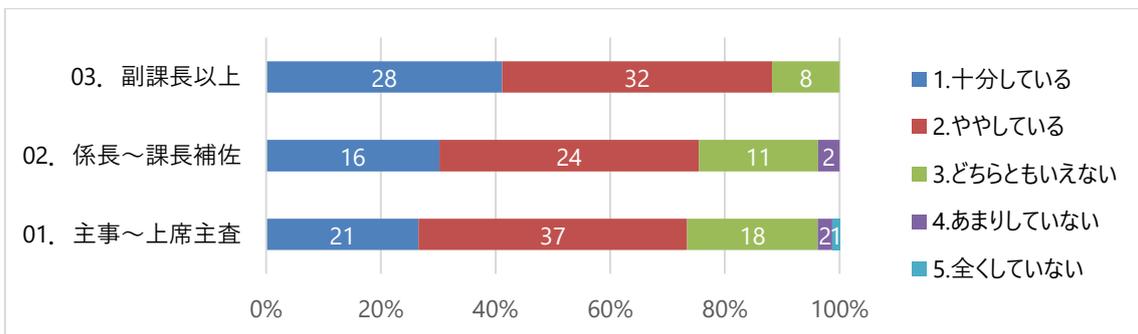
問2 第2条 (定義)



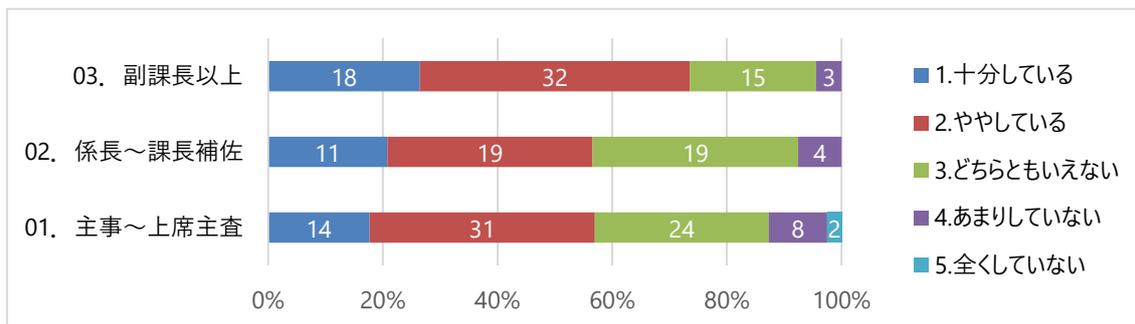
問2 第3条 (まちづくりの基本原則)



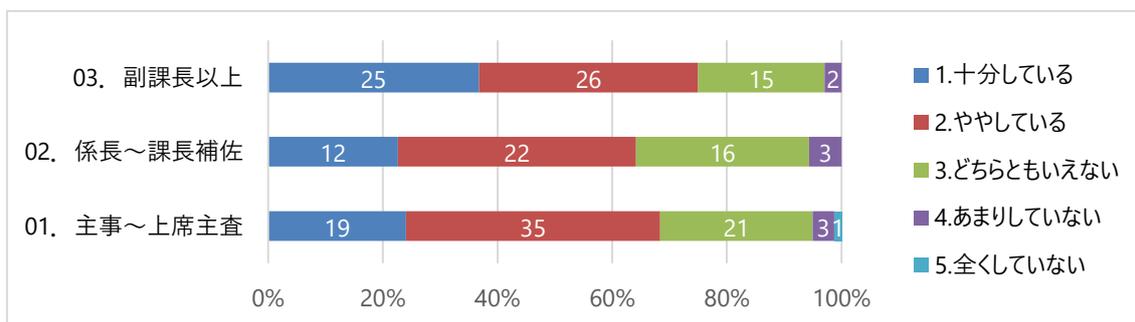
問2 第4条 (市民の権利及び責務)



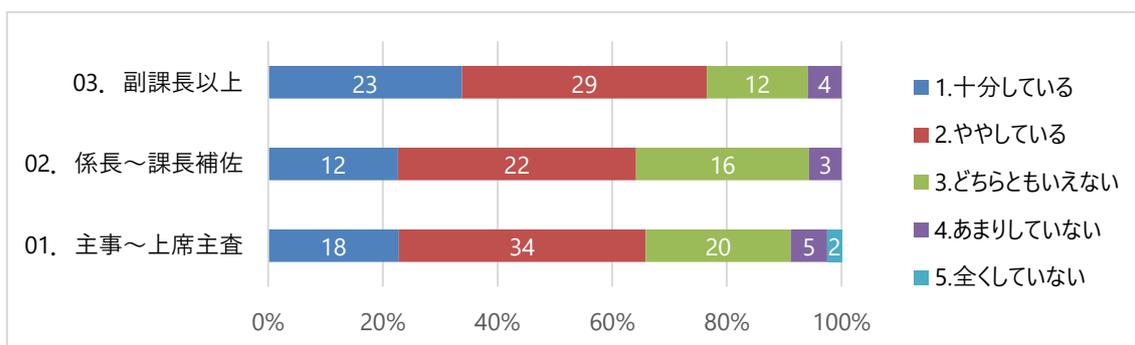
問2 第5条 (事業者の社会的責任)



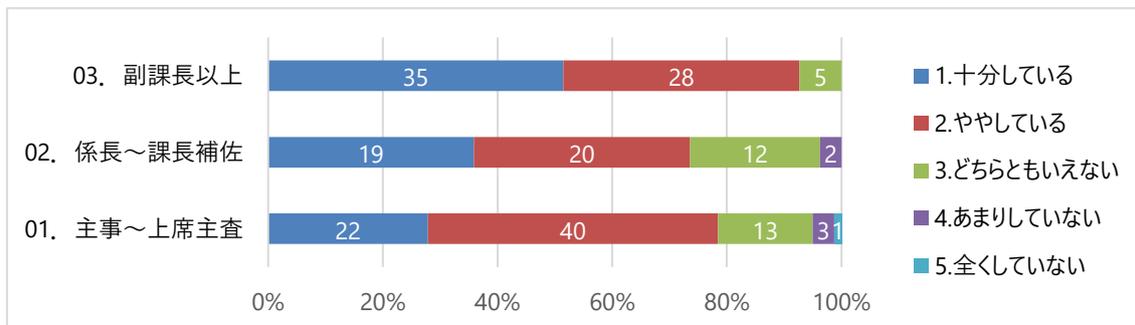
問2 第6条 (市議会の役割および責務)



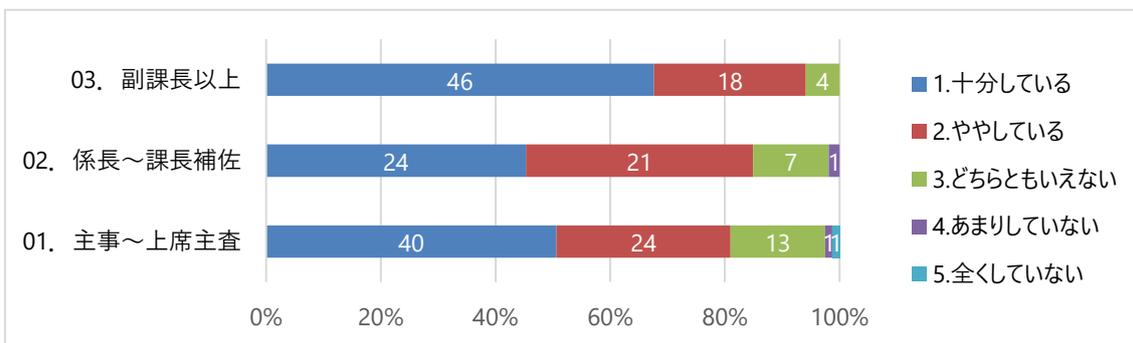
問2 第7条 (議員の責務)



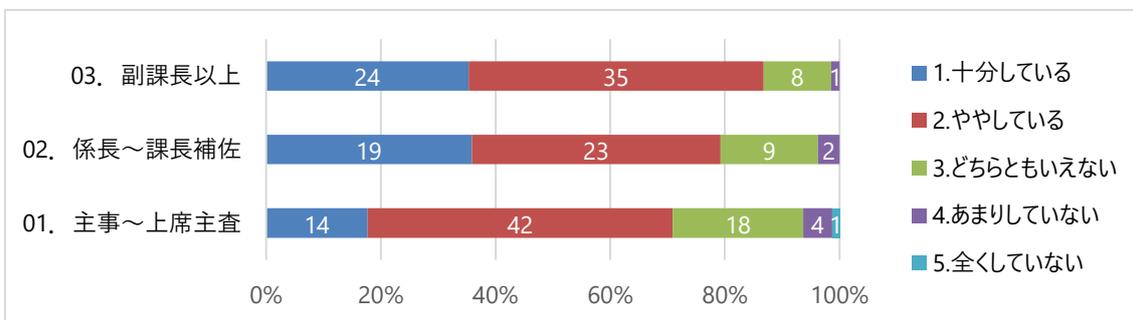
問2 第8条 (市長等の権限及び責務)



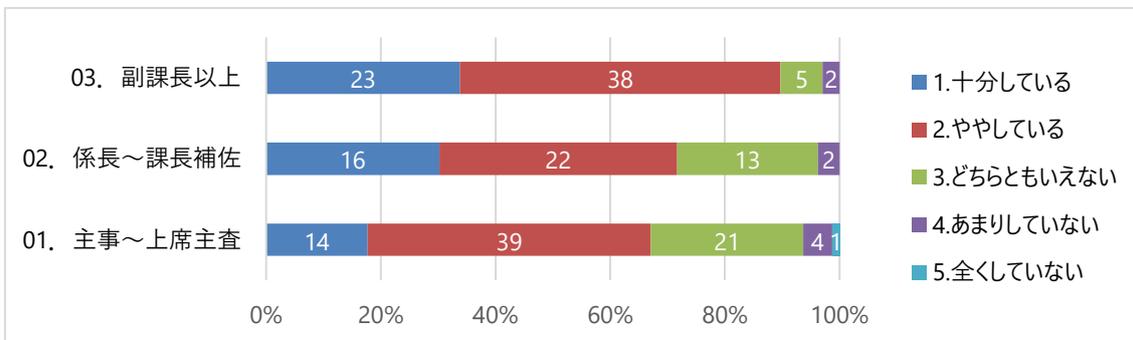
問2 第9条 (職員の責務)



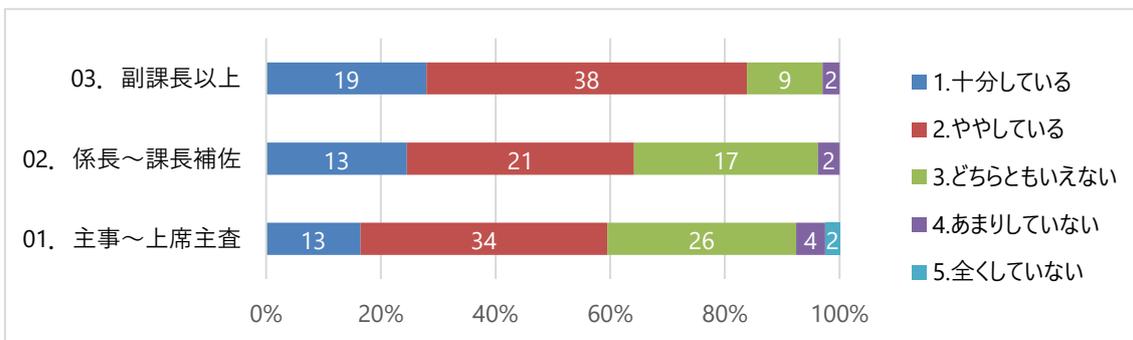
問2 第10条 (参画と協働の推進)



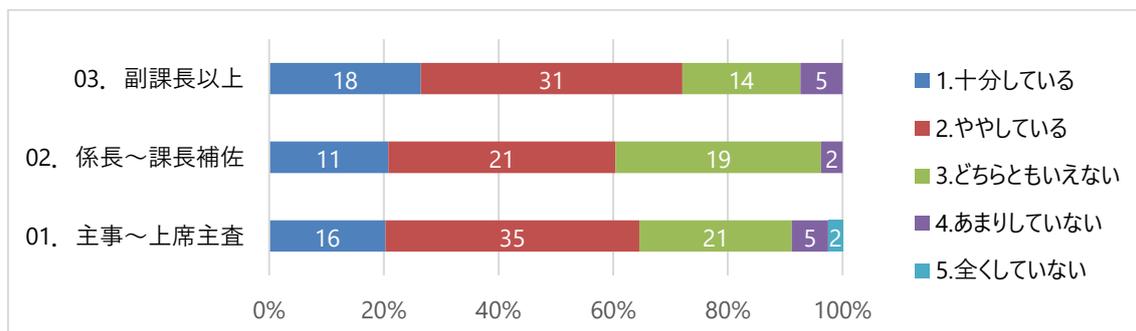
問2 第11条 (意見公募制度)



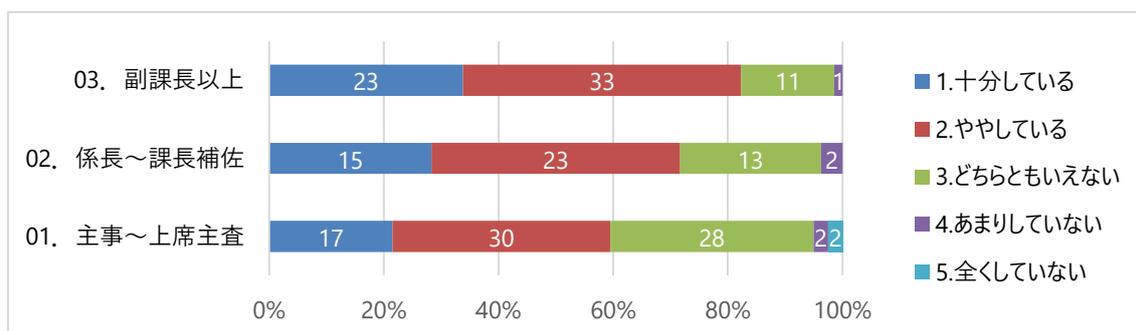
問2 第12条 (審議会などの運営)



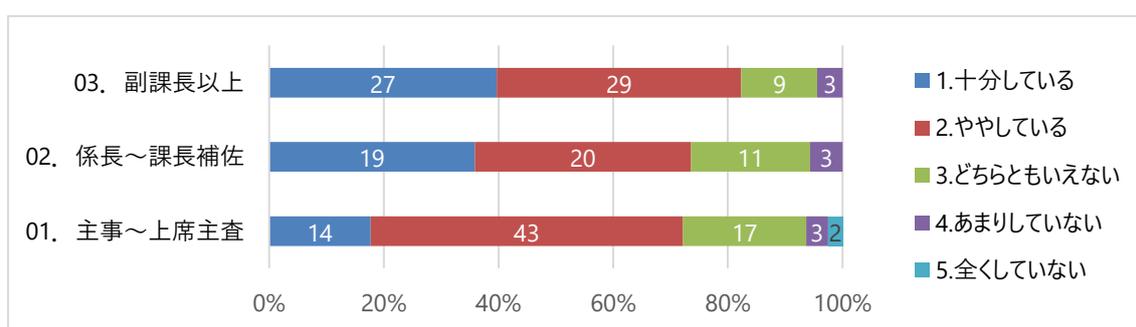
問2 第13条 (住民投票)



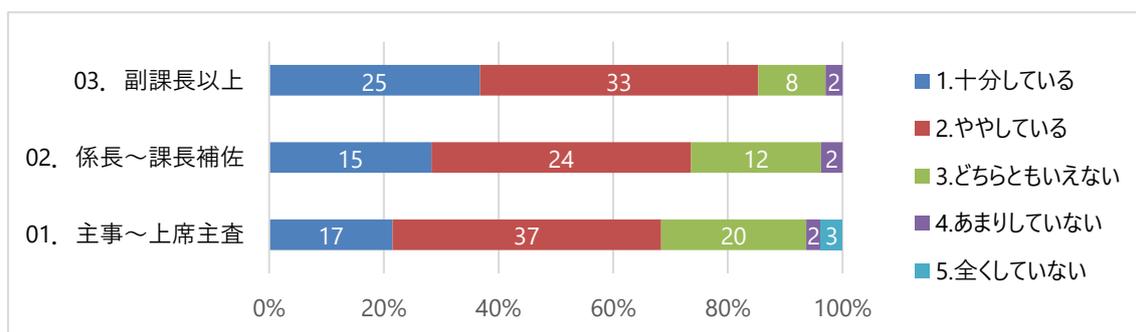
問2 第14条 (コミュニティの形成)



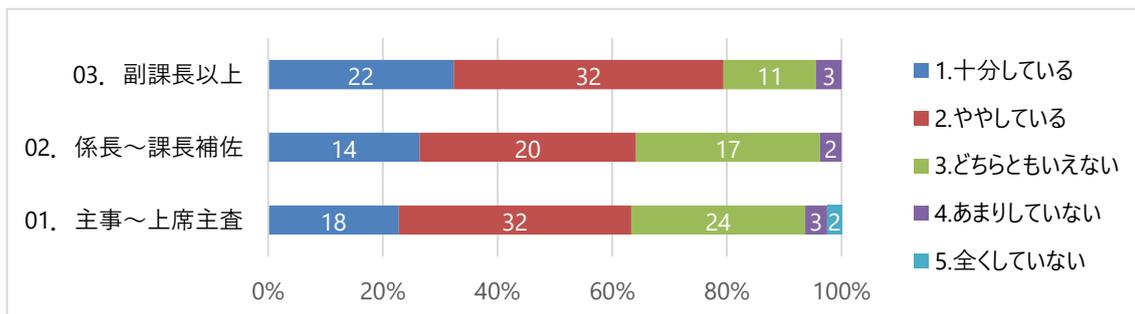
問2 第15条 (地域自治協議会の設立)



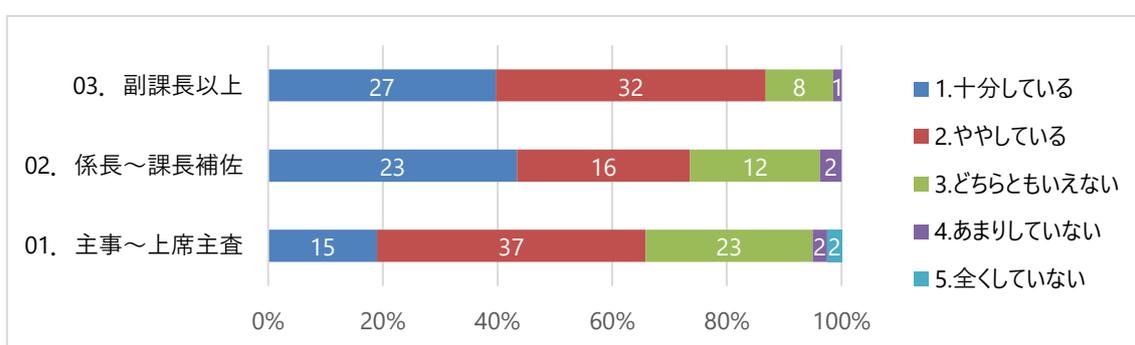
問2 第16条 (まちづくり活動への支援)



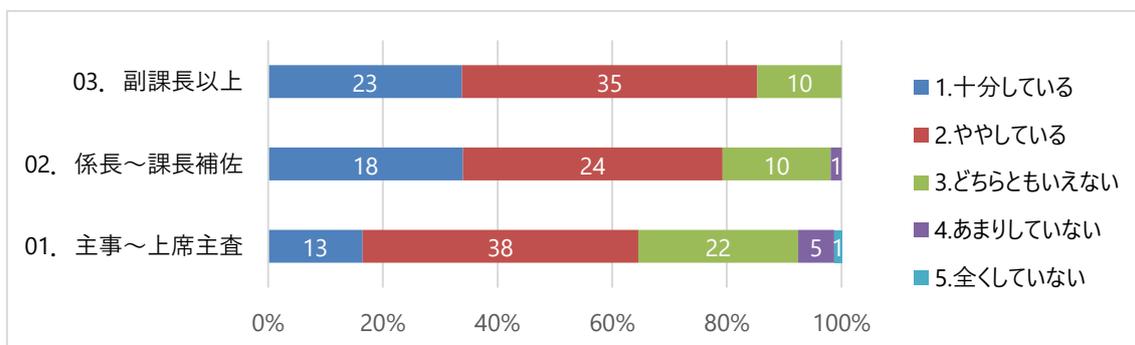
問2 第17条 (生涯学習の推進)



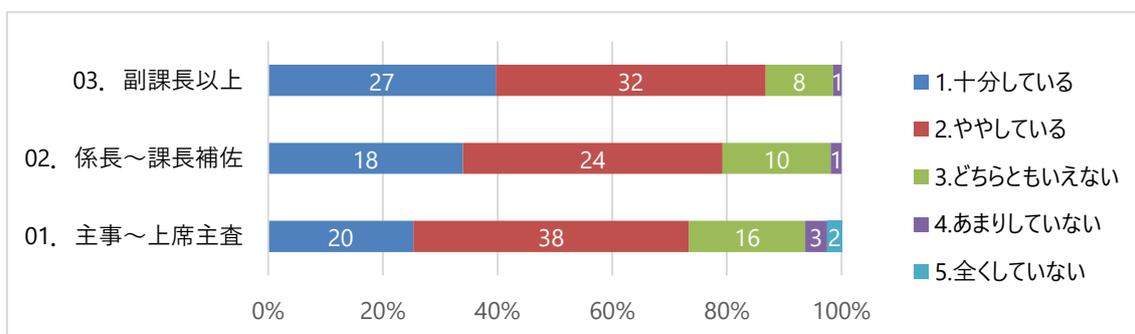
問2 第18条 (総合計画)



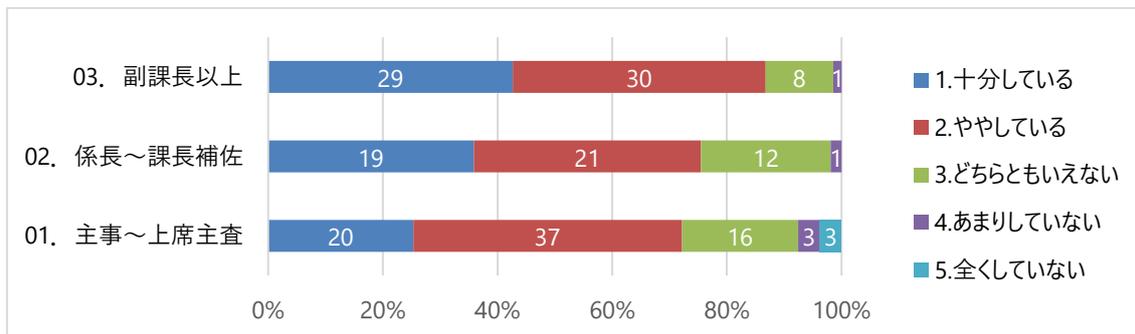
問2 第19条 (財政運営)



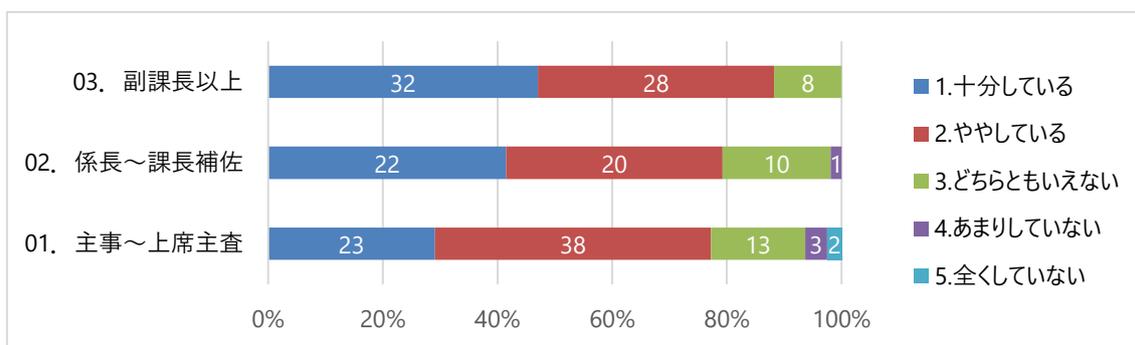
問2 第20条 (情報公開)



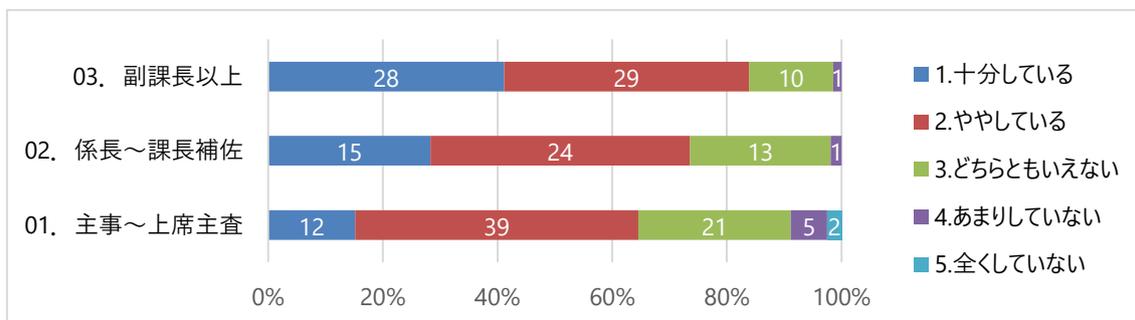
問2 第21条 (情報提供)



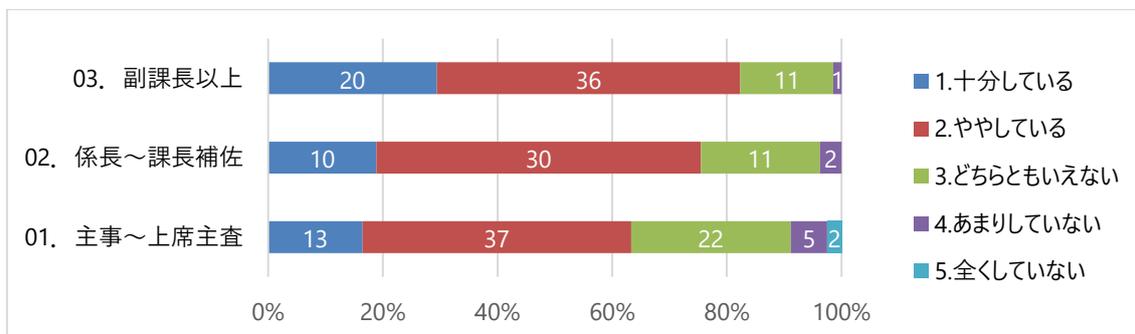
問2 第22条 (説明責任)



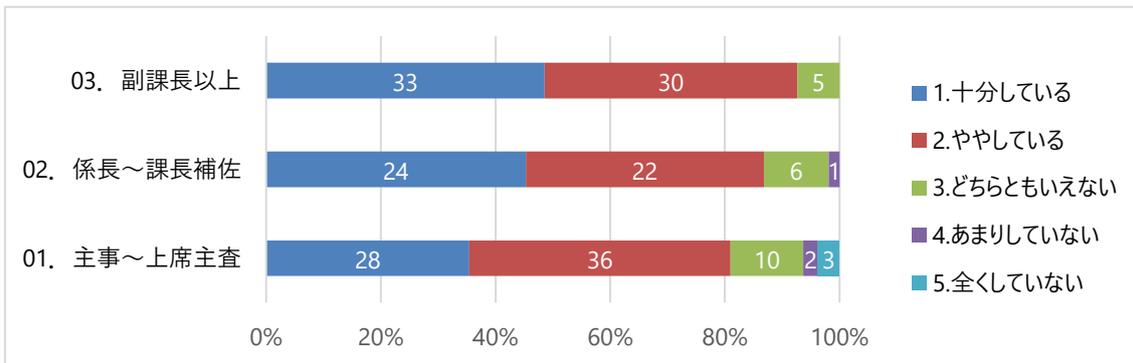
問2 第23条 (行政評価)



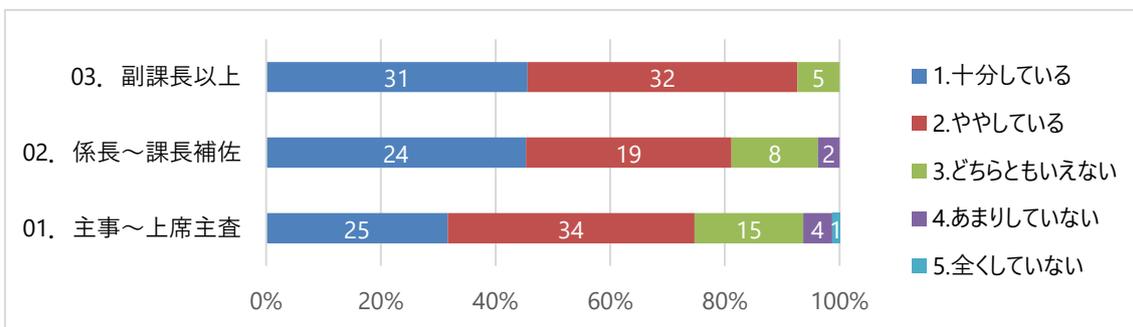
問2 第24条 (行政手続)



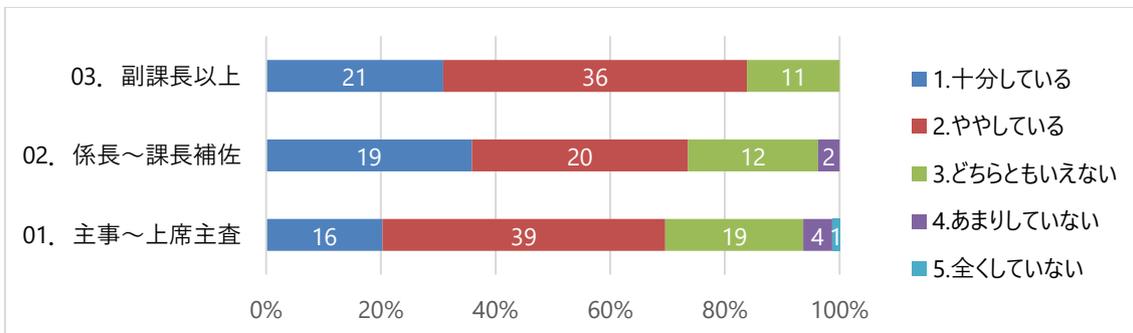
問2 第25条 (個人情報の保護)



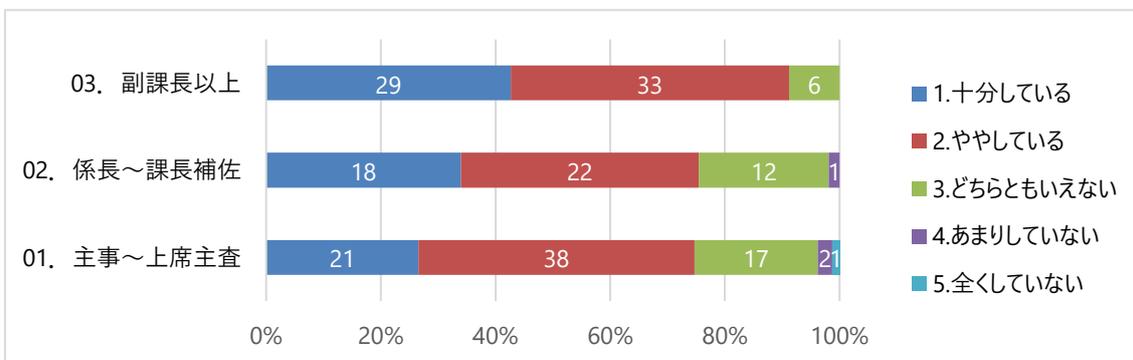
問2 第26条 (法令順守及び公益通報)



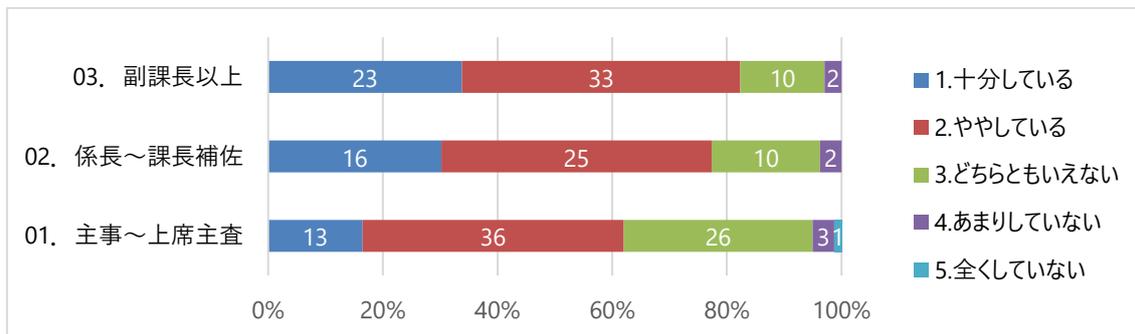
問2 第27条 (行政組織)



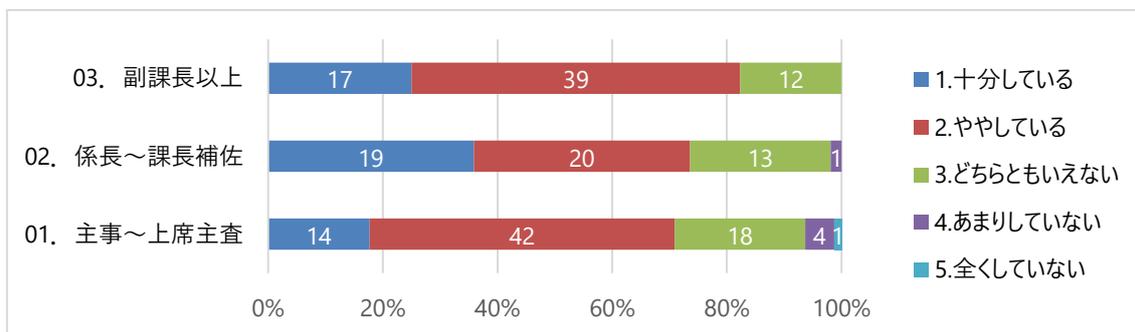
問2 第28条 (危機管理)



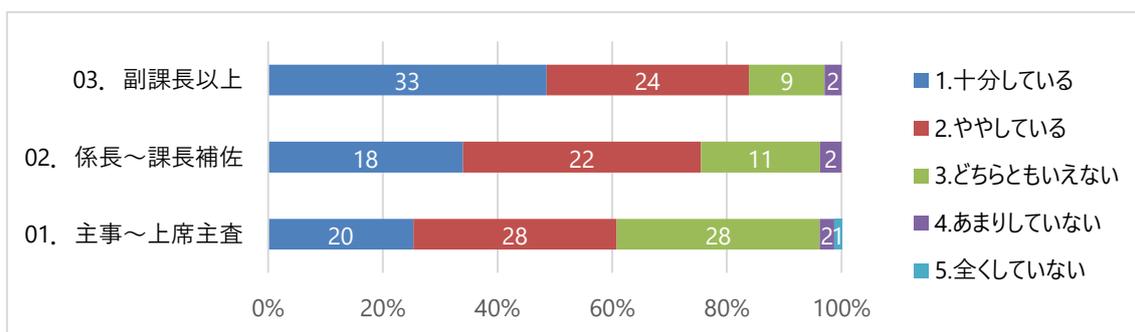
問2 第29条（国及び兵庫県との関係）



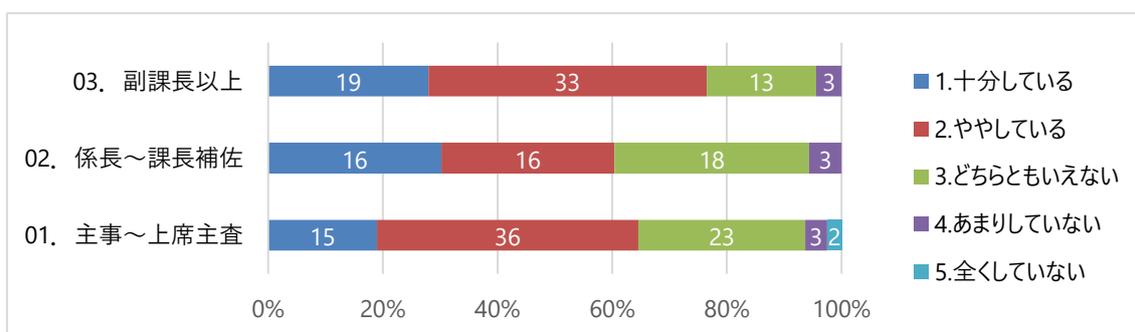
問2 第30条（他の地方公共団体等との連携）



問2 第31条（最高規範性）



問2 第32条（条例の見直し）



問2において、一部の例外が見られるが、各条文において「十分にしている」を選択している比率が高いのは、「副課長以上」であり、逆に比率が低いのは「主事～上席主査」となっている。

いる。また、各条文において「全くしていない」を選択している回答者があるが、それはすべて「主事～上席主査」の中に含まれている。

これらのことから、全体の傾向として、職員としての経験の深さ（職務の責任の重さ）と自治基本条例への理解レベルの間に相関がみられると言える。

**問3 第〇条の条文に関して、「こういう取り組みをすれば良い」ということがあれば自由に書いてください。**

役職	自由記述回答内容
01. 主事～上席主査	地域活動に参加するために取得する有給休暇等について「特別休暇」を設定し、その職員がどの程度地域活動に参加しているのかを数値として見えるようにする仕組みも有効だと考えます。
01. 主事～上席主査	第 21 条に関し、公告式条例を改正し、駐輪場横の掲示板に掲示するのではなく、HP 内に設けた電子掲示板にアップする。
02. 係長～課長補佐	第 14 条のコミュニティの形成については、委員の意見にもあるようにコミュニティの定義を広くし、多様な主体が参画できる体制にすれば良いと思います。
02. 係長～課長補佐	全体に渡ることとして、改めて積極的な市民参加、市民参画などによる協働のまちづくりの取組を進めて行けばよいと思います。 様々な集まりや会議において、多様な参加や意見を聞くことができるように、会議スタイルの工夫やワークショップの導入など、積極的な市民参画を得ながら進めるとともに、例えばあさご未来会議のように会議の様子やアウトプットを公開していけばいいと思います。
02. 係長～課長補佐	第 16 条（まちづくり活動への支援）や第 17 条（生涯学習の推進）などと同様に、第 28 条（危機管理）においても市民の責務、役割などについても規定すれば良いのではないのでしょうか。
02. 係長～課長補佐	第 4 条において、市民の権利、努力義務が示されているが、現代では、自由な発言や行動において、良識的な判断をされず、言いたい放題の市民もあることから、当基本条例が市民に浸透していないと考えられるので、当基本条例の周知機会を十分設定するほうが良いのではないか。
02. 係長～課長補佐	検証報告書 第 16 条関連の地域担当職員制度について、任命される職員は出身地域に限らずともよいのではないのでしょうか(各自治協で「地元職員をお願いしたい」という要望もあるのかもしれませんが)。地域によっては職員が年々少なくなる一方で市外出身の職員も増えています。市内の地域を知る上でも市外出身職員の任命を進めてもらいたいです。地元職員は既に自治協の活動に協力している場合もありますし。。

02. 係長～課長補佐	第 24 条の条文に関して、法律や条例で定める行政手続きについて、申請に対する処分や、不利益処分等について、それぞれに定めている審査基準や標準処理期間等のルールの内容を簡単に検索できるように HP で公開する取り組み。
03. 副課長以上	第 4 条 会議等は、子育て中の方や働いている方も参加しやすい日時に設定する。 第 9 条 若手職員が各種の地域活動に参加するよう、生涯学習活動なども含め、どのような活動があるのか、ボランティアスタッフなどで参加できる活動を紹介する機会を設ける。 第 15 条 地域自治協議会のなかには、宛て職で毎年、部会長等が変わる協議会もあるので、もっと自由に参加できるような工夫（最近、都市部の PTA であるように、参加したい事業の参加したい部分にのみ参加できる仕組みなど）
03. 副課長以上	他市の取り組み状況などいい情報があれば掲示板等で掲載していただき情報共有や危機感を持つという意識が芽生えると思う。
03. 副課長以上	①前文中「丹波や播磨の地と交わる」とありますが、京都府にも接していますので、「京都や丹波、播磨の地と交わる」としてはどうでしょうか。 ②第 9 条中「職員は、市民全体のために働く者として、」とありますが、地方公務員法第 30 条の規定を引用し、「職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために、」としてはどうでしょうか。
03. 副課長以上	第 30 条 他の地方公共団体等との連携 において、福知山公立大学と連携しています。情報学部の学生に情報システム構築の課題を提供として、給食費管理システムを構築していただく。給食費の保護者負担が無償化になる可能性があるなら、最小限の経費をもってシステムが構築できます。
03. 副課長以上	意見公募制度について、今後は簡単で便利なデジタル技術の積極的な活用が有効的であると感じる。
03. 副課長以上	第 11 条（意見公募制度）に関して、委員の主な意見に「まちづくりフォーラムについて、・・・若い世代や女性層の参加が少ない。そういった方々の参加を促すような仕組みづくりを考えてみてはどうか。」と記載されており、オンライン参加及び視聴のみでの参加も可能となれば良いのではないかと思います。
03. 副課長以上	第 20 条の条文に関して「公開されている会議の会議録を原則ホームページに掲載」（部長会議付議案件）
03. 副課長以上	第 9 条の条文に関しては、職員研修の場をはじめ、事あるごとに短時間でいいので、自治基本条例の学び時間を入れていき、小さいことから積み上げにしていくべきだと思います。
03. 副課長以上	前文は、前段の「私たちのまち朝来市は～」の部分は、数年に一回コンペしたらどうか。

03. 副課長以上	(まちづくり活動への支援) 第 16 条 地域での居場所づくりを自主的に行う。
03. 副課長以上	第 9 条に職員の責務が規定されているが、これが規定されている意味、また、自治基本条例の理解を深めるため、「(仮称)自治基本条例職員研修会」を新任職員研修に盛り込むだけでなく、すべての職員が参加できるように工夫をしながら実施していかなければならないのではないのでしょうか。 職員への自治基本条例の意識啓発がより必要になってくると思います。

**問 4 仕事に条文を活かしていく中で、実践できている（実践できていない）理由があれば自由に書いてください。**

役職	自由記述回答内容
01. 主事～上 席主査	質問の意味が分からないため、もう少しわかりやすく記述いただけると助かります。
01. 主事～上 席主査	第 10 条関連 地域（区・地域自治協議会等）と連携して施策を展開していく過程で、対等な目線でのコミュニケーションを何よりも大切にしている。
01. 主事～上 席主査	第 2 条に「市民」の範囲が規定されていることで、施策の対象を明確にできる。
01. 主事～上 席主査	市広報においては、まちづくりの基本原則を尊重し、市民一人一人が主体的な活動を紹介することで、新たな市民の行動につなげることに寄与できていると考えています。広報誌で活動を紹介することは、市民の活動や多様性を認め、さらなるまちづくりへの参画を促すものになっていると思います。
02. 係長～課 長補佐	実践できている
02. 係長～課 長補佐	上記にかかる自己反省として、合併後、市民自治の意識低下に伴って、次第に市民協働のスタイルがトーンダウンしてきており、形式的な会議になりがちになっています。今後は、専門家のアドバイスも得ながら、職員参加や市民参加のデザインを構築していく必要があると思います。 また、行政判断、行政主導で事務事業を進めてしまうことがあります。人口減少時代の地域自治のあり方を踏まえ、行政主導ではなく市民主体の進め方について議論しながら改革していく必要があると思います。

02. 係長～課長補佐	<p>市民参画のまちづくりとあるが、なにかにつけて行政への依存が高いように感じる。</p> <p>逆に、市民への日常生活への負担も増えることも理解をするが、人的要素に限られているのに市民の負担を少なくするために、市役所職員ががんばりすぎていないか、理想が高くなってきてはいないかと疑問に感じる。</p> <p>職員も一住民として働きやすい環境とするために、市職員も一事業者として俯瞰的に判断していただきたい。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>本条例の内容に基づき職務を遂行しています。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>常に市民目線での判断に努めている。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>条文をしっかり把握できていない。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>経験に委ねられており、別に定められた規程を確認する時間もなく事務を進め、具体的な実践手法のイメージができないのではないかと。</p> <p>一つ一つの条文に対して、どのようなことが具体的に求められているのか、研修会をしてはどうだろうか。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>十分に理解していない部分があるので、しっかりと読み込めるようにしないといけないと思います。</p>
03. 副課長以上	<p>業務を進めるにあたり、関係する市民への説明を出来るだけわかりやすく、何度も説明するよう心掛けています。</p>
03. 副課長以上	<p>様々な情報を SNS や LINE、ホームページなどを活用して発信できるよう、取り組んでいるところである。</p>
03. 副課長以上	<p>市民・市議会と目的や情報を共有し進めていくことが円滑な事業推進のポイントと認識している。</p>
03. 副課長以上	<p>行政評価の結果に基づき事業の見直し等がすべてにわたりできていると感じていない。理由として、業務量の増加等により普段の業務の中で政策立案する時間が足りないよう感じている。</p>
03. 副課長以上	<p>第4条（市民の権利及び責務）市民及び事業者の責務について、それぞれの役割を継続的かつ分かりやすく周知する方法を検討することによって、朝来市自治基本条例の目的やまちづくりの基本原則などをより多くに市民や事業者に知っていただき、市民自治によるまちづくりを実現させるものと思います。</p>

03. 副課長以上	常に市民の目線に立って仕事を行うよう心掛けている。
03. 副課長以上	しっかりと意識してまでの実践は出来ていない。今後は、常に意識しながら取り組んでいきたい。
03. 副課長以上	自治基本条例の精神性を、潜在意識として持つことが重要。
03. 副課長以上	第 11 条（意見公募制度）に掲げてある大きな施策ではないが、事業を進めていく上で市民ニーズを把握するため簡単なアンケート調査や対面での聞き取り調査をおこなっている。  第 17 条（生涯学習の推進）について、生涯学習講演会を聴講している。
03. 副課長以上	第 18 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。  市が目指す方向性を職員がしっかり共通理解し、同じ方向を向いて仕事を進めるべき下位の計画との整合が図られているか
03. 副課長以上	地域での活動に積極的に参加・取り組んでいる。

問 5「職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない」とされています。あなたは職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上について、どのように取り組んでいますか？

役職	自由記述回答内容
01. 主事～上 席主査	所属課や総務課が実施する研修等に参加している。
01. 主事～上 席主査	研修への参加に加え、研修で配布された資料を見直すことで情報および獲得した知識を定着させるように意識している。
01. 主事～上 席主査	専門書・報告書を読んで勉強している。
01. 主事～上 席主査	研修等に積極的に参加している。
01. 主事～上 席主査	研修に積極的に参加するよう努めている。

01. 主事～上 席主査	時事ニュースのチェックなど、情報収集に努めている。
01. 主事～上 席主査	総務課が実施する研修に積極的に参加している。
01. 主事～上 席主査	専門的知識を取得するため、県主催の研修など受講して日々研鑽に励んでいる。
01. 主事～上 席主査	ニュース等を通じた情報収集 業務で使用するソフトウェアに関する情報収集
01. 主事～上 席主査	各分野の仕様書や基準書等を確認している。
01. 主事～上 席主査	専門文献を読んでいる。
01. 主事～上 席主査	研修等への積極的な参加。
01. 主事～上 席主査	自己研鑽のため、業務に関係すると思われる書籍を自費で購入することもある。
01. 主事～上 席主査	他自治体等が発信する情報や関連する報道等から業務に関連する情報を収集し、気になる内容は深堀するようにしている。
01. 主事～上 席主査	所属課での研修について、外部研修には積極的に参加し、専門知識の向上に取り組んでいる。
01. 主事～上 席主査	必要知識の習得のために研修等に参加している。
01. 主事～上 席主査	事業を実施する前に、要綱や規則・条例を確認するようにしている。 県等のサミットや担当者会議に参加する。 わからないことは、本やネット等で調べるようにしている。 近隣市の状況を調査や聞き取りを行って参考にしている。
01. 主事～上 席主査	資格の取得
01. 主事～上 席主査	担当課を対象に実施される研修への参加、研修資料の活用等。
01. 主事～上 席主査	DX や業務改善など今後の自治行政に関する研修等に積極的に参加している。
01. 主事～上 席主査	研修に積極的に参加するようにしている

01. 主事～上 席主査	研修に参加したり、分からないことはそのままにせず先輩に尋ねたり調べたりしている。
01. 主事～上 席主査	研修の参加はもちろん、自分の仕事について勉強し理解度を深めるよう取り組んでいる
01. 主事～上 席主査	所属部署等においての研修については積極的に参加している。 自己研鑽のため、様々な分野の専門家に積極的に意見を聞くなどを行っている。
01. 主事～上 席主査	研修会には積極的に参加している。
01. 主事～上 席主査	研修・eラーニングでの能力向上に取り組んでいる。
01. 主事～上 席主査	市役所職員として、また、地域の役に立てるよう、資格を取得した。
01. 主事～上 席主査	職務以外で研修を受講している。
01. 主事～上 席主査	情報共有を徹底し、また、課内での研修等に参加している。 今は育児短時間勤務のため難しいときもあるが、できる限り研修にも参加するようにしている。
01. 主事～上 席主査	専門的な知識を得るため、他市町の状況などを調べるほか、自己研鑽として職務以外でもセミナーなどに参加したこともある。
01. 主事～上 席主査	自己研鑽のために書籍を購入し読むなど、職務外でも勉強している。
01. 主事～上 席主査	自己研鑽のためできるだけ研修には参加している。
01. 主事～上 席主査	尋ねられて答えられないことについては必ず調べるよう努めています。
01. 主事～上 席主査	所属課や専門職の研修会に参加している。
01. 主事～上 席主査	研修等に積極的に参加するとともに、国・県の動向に注視し情報収集に努めている。
01. 主事～上 席主査	総務課が実施する研修に参加している。 自己研鑽のため、職能団体が実施する研修や、所属学会の年次大会等での参加している。
01. 主事～上 席主査	研修に積極的に参加している。 報道を注視し、社会情勢の把握に努めている。

01. 主事～上 席主査	所属課や総務課が実施する研修に参加している。 県が実施している研修に参加している。
01. 主事～上 席主査	研修の参加や、参加された課内の職員から知識やパソコン操作について教えてもらい、実践して習得するようにしている。 常日頃、自分の受け持つ事業について、市民のためにどうしたら効果的に働くかを考え、アイデアを考え、実践できるように努力している。
01. 主事～上 席主査	公務外での学習
02. 係長～課 長補佐	所属課や総務課が実施する研修等に積極的に参加している。
02. 係長～課 長補佐	所属課や総務課が主催する研修等には積極的に参加している。
02. 係長～課 長補佐	総務課が主催する研修、総務課から依頼される研修には参加し、能力の向上に努めています。
02. 係長～課 長補佐	職務に必要な資料を幅広く収集し整理を行うとともに、これらの資料を活用し専門的知識の習得と能力向上を図っている。
02. 係長～課 長補佐	所属課や総務課が実施する研修等に積極的に参加しているほか、業務に係る関係者から最新情報の収集に努め、先進地に出向き現地の人から情報を得たり体感することを積極的に行っています。
02. 係長～課 長補佐	研修に参加したり、自分で調べたり相談して知識の習得に努めている
02. 係長～課 長補佐	研修へ積極的に参加している。
02. 係長～課 長補佐	業務に関連する書籍による自学習 関係機関担当者との情報共有
02. 係長～課 長補佐	書籍等を購入し自己研鑽に励むほか、総務課を始めとした関係機関が実施する研修に積極的に参加し、必要な知識を身につけるよう心掛けている。
02. 係長～課 長補佐	自己研鑽のため、行政の情報誌を読んでいる。
02. 係長～課 長補佐	研修会等への参加 通知やQ&Aをよく読む
02. 係長～課 長補佐	職務外で、担当事務の関連図書を調べたり、熟読するようにしている。調べたことに関しては自分なりにまとめて必要となったときに、振り返り確認できるように心がけている。

02. 係長～課長補佐	<p>専門的な知識を有する市民や市内外の専門家などに話を聞いたり、一緒に活動したりしています。</p> <p>また、専門書を購入して読んだり、YouTube や ZOOM 会議などで知識の習得などに向けて努力しています。</p> <p>なお、「市民全体のために…」というようなことは、あまり意識せずに自然体で取り組んでいます。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>研修等に積極的に参加するとともに、様々な情報の収集に努めている。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>各種研修会への積極的な参加</p>
02. 係長～課長補佐	<p>自己研鑽に努めている、</p>
02. 係長～課長補佐	<p>ビジネス書などの雑誌を不定期に購読している</p>
02. 係長～課長補佐	<p>課題点が出て来たり、またその恐れがある場合は、法令を確認し、これに準拠して対応すべく日々学習している。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>マーケティングに関する書物に目を通してしている。日本各地の名城についてリサーチしている。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>所属する課を通じて参加する研修会及び総務課が実施する研修会について、積極的に参加している。</p> <p>地域活動に積極的に参加することにより、地域課題の把握に努めている。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>研修等に積極的に参加している。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>総務課が実施する研修等に参加している。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>業務上の研修や総務課の研修等、積極的に参加をしている。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>専門知識の習得は公務員として、最低限必要だと思います。ただし「公正」の判断が、多くの職員は、やらない理由にしていると感じます。市民全部が賛同することは、まずありませんので民主主義の原則を念頭に、2：2：4：2：2の民意をどう判断するかの能力向上に努めています。</p>
02. 係長～課長補佐	<p>職務に関係ある記事やインターネット記事を目にした際には職場での情報共有を行い、いろんな方から意見をもらい、職務に役立てるようになっている。</p>

02. 係長～課長補佐	所属課、総務課及び関連団体等が実施する研修会等に参加又は受講している。
02. 係長～課長補佐	関係書籍を個人的に購入する等、知識の習得に取り組んでいる。
02. 係長～課長補佐	自己研鑽のため、職務以外に研修会に受講したり、資格取得している。
02. 係長～課長補佐	総務課が実施している研修及び職務に必要な各種研修に参加している。
02. 係長～課長補佐	公正かつ誠実に職務を遂行するために、法令及び根拠を確認・調査・理解するよう努めている。
02. 係長～課長補佐	専門的な知識の向上のため、担当業務に関連する研修を受講したり、新聞やHP等で業務に関連する情報を取得している
02. 係長～課長補佐	業務の状況にもよるが、専門書を読むことがある
02. 係長～課長補佐	総務課等が開催する研修等に積極的に参加している。
02. 係長～課長補佐	所属課、総務課が実施する研修に参加した際に配布された資料について、ファイルやデータに保存し、業務上必要に応じて参照したり活用している。
02. 係長～課長補佐	職員研修への積極的な参加
02. 係長～課長補佐	所属課及び総務課、または外部の研修に積極的に参加している。
02. 係長～課長補佐	異動した部署にて役立つ資格を取得する。研修にはできる限り参加するようにしている。
03. 副課長以上	総務課からの指定の研修への参加 近隣他市町及び県などにおける同じ業務担当者の連絡会・研修会への参加、視察業務に関わる書籍の読書
03. 副課長以上	所属課からの研修は参加し、自己研鑽のため職務以外の研修等にも積極的に受講している。また園運営的に必要な救命講習等は毎年受講できる環境を整え、職員も共に受講できるようにしている。 オンライン等の見逃しや、配信も積極的に活用している。
03. 副課長以上	自己研鑽のため、図書等を購入し自主学習を行っている。 総務課等が実施する研修に積極的に参加している。

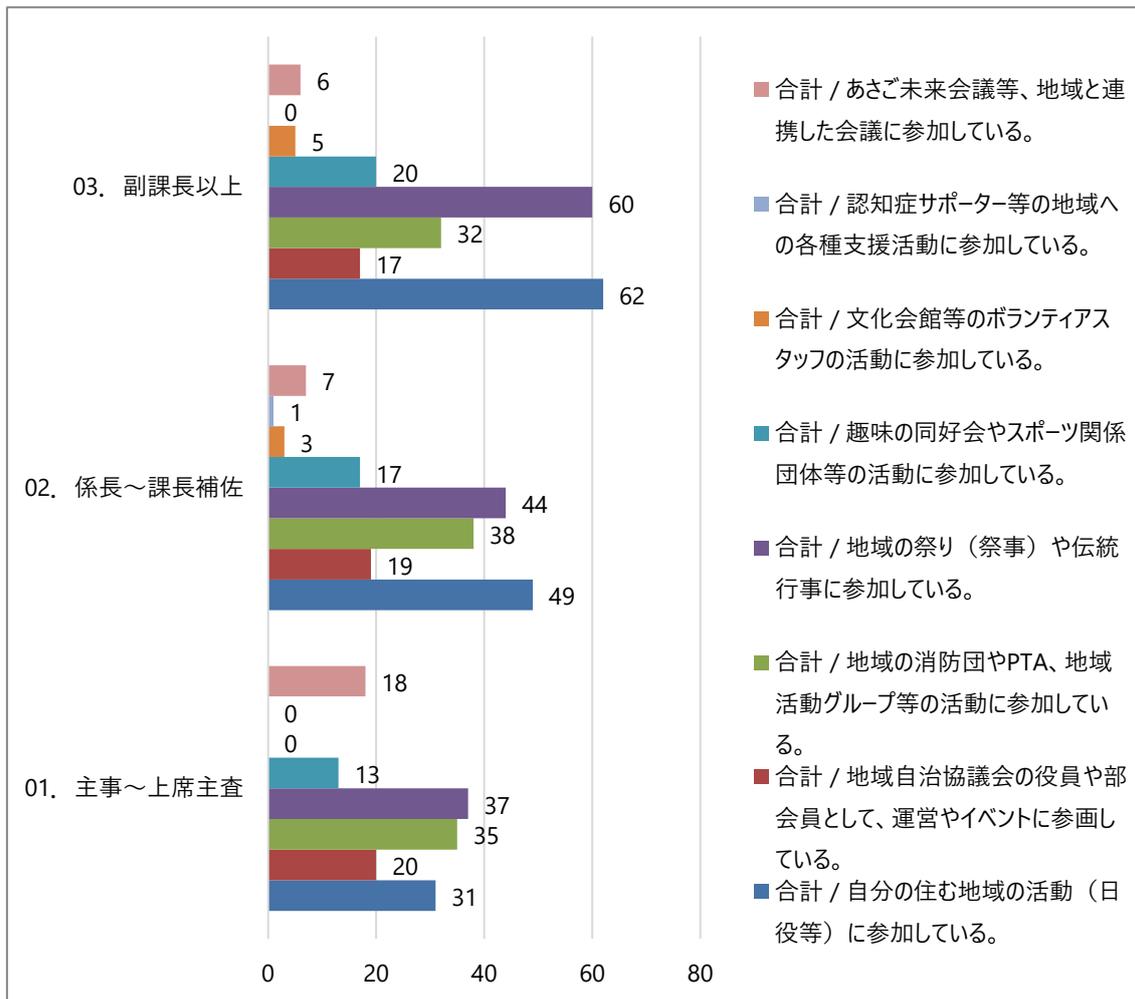
03. 副課長以上	研修会に積極的に参加しネットワークの構築、知識を得る努力をしている。
03. 副課長以上	研修の参加
03. 副課長以上	県や市の研修会、説明会等に参加している。また各分野の専門家や従事者等との話を聞くなどで知識等を取得している。
03. 副課長以上	所属課や総務課の研修に参加している。
03. 副課長以上	県が実施する研修等にできるだけ参加し、専門的知識の習得と能力向上に努めている。 また、同様の業務を行う課内職員にも積極的な受講を指導している。
03. 副課長以上	県等を主催する研修等に積極的に参加し、専門的知識の向上に努めている。
03. 副課長以上	休日に情報収集を行うようにしている。
03. 副課長以上	所属課や総務課が実施する研修等に可能な限り参加している。
03. 副課長以上	所属課や総務課が実施する研修等に積極的に参加している。
03. 副課長以上	研修などに参加している。 部下の現任研修については、上司と協議しながら、専門職のための指導マニュアルや評価表などを作成している。年に数回は内部で研修会を開催している。
03. 副課長以上	総務課等が実施する研修に積極的に参加している。
03. 副課長以上	ノウハウや知識が不足している業務に関しては、研修の積極的な受講や他市町の事例調査等により、知識の習得や能力向上に努めている。
03. 副課長以上	積極的に関係機関と連携を図ることで最新の情報を入手し課内で情報共有を図るよう努めている。
03. 副課長以上	専門性の高い業務においては、自己学習が非常に重要であると考えている。一つのことを完了させるために過去を参考にするだけでなく、どうすれば効率的に進めることができるか、よりよいものに仕上げるには何かプラスすることはできないか等研鑽に努めることが必要と思い取り組んでいる。
03. 副課長以上	職場内で実施される研修には積極的に参加している。

03. 副課長以上	総務課主催のものや専門研修を通じて知識の習得に努めるとともに、課員にも積極的に研修参加するよう促している。
03. 副課長以上	県や市町をはじめ、関係機関との研修会に積極的に参加し、国県の施策や、様々な事例研究に携わっている。
03. 副課長以上	様々な職員研修について、所管業務にとらわれることなく率先して参加するよう努めている。 日常の事務事業の実施にあたって、各種条例や規則を意識しながら取り組むようにしている。
03. 副課長以上	自己研鑽のため、職務以外の研修を受講している
03. 副課長以上	職務に関連する書籍等に目を通すようにしている。 引継ぎ書等を見て、業務に漏れがないかを確認するよう心掛けている。
03. 副課長以上	総務課が実施する研修に参加している。
03. 副課長以上	参加が必要な研修については、出席をしており、必要な知識の習得については、インターネットなどを利用し、知識を得ている。
03. 副課長以上	県や市が実施する研修会等に積極的に参加している。
03. 副課長以上	研修等にできるだけ参加するようにしている。
03. 副課長以上	年齢等に応じた研修のほか、総務課から案内される研修について、必要だと感じる研修内容については、受講するようにしている。年齢や階級別に必要な研修は、受講させるように単位制を引くなど厳しく対応していくべきである。
03. 副課長以上	課特有の専門知識は、職員が順次研修を受けるよう、また、研修内容を他の課員もできるだけ共有するようにしている。 市民に対しては公平性を重視しながらも、個々の意見をとりいれることができるよう、グループミーティング等を行いすすめることがある。
03. 副課長以上	職場における研修等に積極的に参加している。 幅広い業務内容に関する知識習得に努めている。
03. 副課長以上	ネットや新聞等情報媒体から、職務遂行に必要な情報を随時取り入れている。 特に、気になったことは即座に調べるようにしている。 また、日ごろから市民や観光客と方々との対話の機会に積極的に飛び込んでいる。
03. 副課長以上	常に自己研鑽に努めている。

03. 副課長以上	総務課が実施する研修会等に参加している。自己研鑽のため、職務に必要な専門書等を購入し学習している。
03. 副課長以上	研修への参加
03. 副課長以上	総務課が実施する研修を受講している。 仕事・職務に役立ちそうな本を読んでいる。
03. 副課長以上	県主催、総務課主催の研修に積極的に参加している。 自己研鑽のために、職場以外で研修会や講演会に参加している。
03. 副課長以上	研修等に積極的に参加するとともに、必要となる知識に関しては随時研究している。
03. 副課長以上	必要な研修には参加、また専門的知識の習得のための研修も積極的に参加してきている
03. 副課長以上	時間が出来れば、全国他市町村の情報を検索し、情報収集に努めている。
03. 副課長以上	書物を中心に、場合によってはインターネット等により情報を得ることにより、専門的知識の習得及び能力向上を図ることが多いです。
03. 副課長以上	自己研鑽のため職務以外での研修等受講しているほか、部内幹部職員による定期的な会議を開催し、職務を行う上での課題や問題点を共有するなど行っている。
03. 副課長以上	常に国県の動向を注視すると共に職務に関係する情報については、咀嚼し、自分の知識として蓄積できるよう努めている。
03. 副課長以上	関係書籍の購読や研修参加 国・県の動きなど、マスコミや情報媒体で収集
03. 副課長以上	研修等に積極的に参加している。
03. 副課長以上	日々、情報収集に努めています。
03. 副課長以上	各種研修会に参加する。現状の把握、各種計画の把握、職員の健康状況、能力、等を早急に分析し、各目標管理の達成に努めたい、また、職員育成も重要と考える。

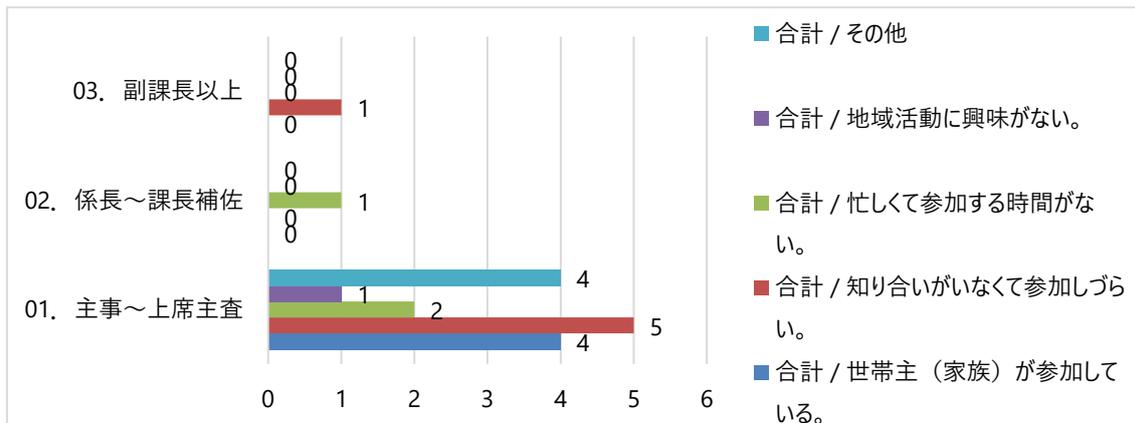
全ての階層で、所属や関係機関、総務課が実施する研修に積極的に参加している。また、情報収集や関係書籍の購読などにより自己研鑽が図られている。

問6→問7 職員のまちづくり活動への関わり方（複数回答可）



ほとんどの職員が何かしらの地域活動に参加している。その中でも特に、「地域の祭り（祭事）や伝統行事に参加している」、「地域の消防団やPTA、地域活動グループ等の活動に参加している」、「自分の住む地域の活動（日役等）に参加している」が相対的に多い。逆に、「認知症サポーター等の地域への各種支援活動に参加している」が少ない。

問 6→問 8 職員のまちづくり活動に参加していない理由（複数回答可）



その他の理由

役職	自由記述回答内容
01. 主事～上席主査	心身の疲労により、余暇や休日に活動する気が起こらない
01. 主事～上席主査	どのような地区活動があるかわからない。
01. 主事～上席主査	市内出身でも在住でもないことから、市役所全体・地域住民による者扱いされているような雰囲気があるため。

問 9 その他、自治基本条例に関して自由に書いてください。

役職	自由記述回答内容
01. 主事～上席主査	まちづくりを進める上での根幹になる最高法規であることから、条文のボリュームが膨大であったり解釈が難しい表現であったりすることはやむを得ないことであると考えます。定期的な研修会等を通じて、職員ひとりひとりが条例の趣旨を的確に理解するよう努めることが大切だと思います。
01. 主事～上席主査	このアンケートを機に改めて条文を読んでみて、ある程度普段から意識していることではあるが、この条文をもとにさまざまな取り組みがなされているということ、認識する機会になってよかったと思います。また、まだまだ認識不足だなと感じたこともあるため、今後は、さらに内容を理解し、業務を遂行したいと思いました。
02. 係長～課長補佐	市民への浸透度が一番難しい点だと感じています。
02. 係長～課長補佐	直接関係ないかもしれませんが、議会の民意と政策形成過程における市民参加の民意が必ずしも一致しない場合も、最終的には議会の議決が必要であり、どのようにバランスをとっていくのか私自身、理解が不十分なところがあります。

02. 係長～課長 補佐	なんとなく判っているようなつもりでいても、よくよく見返してみるとしっかりと理解、把握できておらず、条例を日々の業務の中で関連付けて業務を行ったり、熟知して事務をこなすことはできていないと感じた。前期のように条例を活かすには条例を読み込み、常に触れていなければならないと感じた。
02. 係長～課長 補佐	審議会による検証の結果、今後の取組として、①条例の基本理念などの周知、②効果的な検証方法、③市政運営への反映、が挙げられました。特に、まちづくりの基本原則の理解を図り、市政運営へ反映させていくが重要だと思われます。そのためには、市民自治の進め方、会議手法や参加のあり方をなどはじめとして、まずは市職員がしっかりと理解していく勉強会や学ぶ機会を増やしていく必要があると思います。
03. 副課長以上	なかなかこのような機会がないと、しっかりと読み込むことはあまりないので、新入職員はもとより年代別などで定期的に研修があってもよいと思う。
03. 副課長以上	教育委員会との連携が市職であるにもかかわらず、機会がないように思う。どちらの部局にも言えるが、市職自身が互いの業務を把握し連携できることが少ない環境を、まず職員の意識や認識を変えていくことで、市民との連携に繋がる1歩になるのではないかと思う。地域に常に関わっていると、市民からの市への不満を直接きくことが多くなる。年代問わず市民の声、意見が届く環境を工夫していくことも必要だと感じている。
03. 副課長以上	非常に重要な条例であると思うし、もっと意識して仕事に取り組んでいきたい。
03. 副課長以上	第5条（事業者の社会的責任）の文章中、「市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり・・・」とありますが、「事業活動その他の活動」とあとに出てくるのは「事業活動」だけですが、「その他の活動」の記述は必要なのかなと思います。（必要だから残っているとは思いますが、その場合後ろ側は「当該活動」というのはどうでしょうか）
03. 副課長以上	本条例については、職員として意識しながら業務を遂行していくことはもちろんのことと思うが、検証結果の中でもあるように、まちづくりの主体である「市民」にも本条例の趣旨等を理解していただくことが重要ではないかと思います。
03. 副課長以上	今回本条例の条文を読み直して、常日頃から本条例を身近に意識しておく必要性を感じた。

03. 副課長以上	今回のアンケートによって、朝来市自治基本条例を改めて確認することができました。 特に第3条（まちづくりの基本原則）を意識しながら、日常の職務にあたりたいと思います。
03. 副課長以上	朝来市の憲法というべきもので、行政と市民、あるいは市民同士の関係を各自が認識することが重要だと思う。
03. 副課長以上	市の最高規範でもあるので、みんなが意識して行動する仕組みづくりが必要だと思います。朝礼で、条文を読み上げるとか、普段からの意識づけの積み上げが必要であると思います。
03. 副課長以上	自治基本条例は、朝来市職員にとっての聖書・コーランであるべきで、そういう理解を職員は持つべき。
03. 副課長以上	今回のアンケート調査で改めて自治基本条例について確認することができた。 質問2の条文の意識チェックは、毎年または2年に1回程度実施することで、職員として自治基本条例を推進していく意識づけになるのでは。
03. 副課長以上	条例の内容を知らない市民も多いと思います。一度きりの周知に留まらず、反復した周知が必要であると思います。
03. 副課長以上	（生涯学習の推進）第17条第1項の努力規定に、目的が明記されていないため、違和感があります。 何のために、努める必要があるのかを記載するほうが良いのではないかと思います。
03. 副課長以上	市の最高規範であるため、市民にさらに周知していく必要がある。
03. 副課長以上	前述したとおり、自治基本条例に基づくまちづくりの推進について市民への意識啓発が大切であると思います。そのために市民にいかに関自治基本条例を周知していくか工夫を凝らしながらの広報活動が必要であると思います。

全体的な意見として、今回のアンケート調査が朝来市自治基本条例を改めて認識する機会になったこと、市民への更なる周知が必要との意見が全階層において共通意見として多くみられる。



## 朝来市民憲章



## 4 朝来市民憲章

私たち朝来市民は、自らが考えて行動し、共に助け合いながら住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一人ひとりを大切に、心豊かに生きるまちをめざします。

手をつなぎ、支えあい、安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

元気いっぱい、笑顔が出会うまちをめざします。

ふるさとを愛し、未来に誇るまちをめざします。

みんなが主役、夢と希望に満ちたまちをめざします。



# 朝来市自治基本条例



## 5 朝来市自治基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民（第4条・第5条）

第2節 市議会（第6条・第7条）

第3節 行政機関（第8条・第9条）

第3章 参画と協働（第10条—第13条）

第4章 市民自治（第14条—第17条）

第5章 市政運営（第18条—第28条）

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第29条・第30条）

第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

#### 附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

(まちづくりの基本原則)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

## 第2章 まちづくりの主体

### 第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

- 2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の社会的責任)

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

### 第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

### 第3節 行政機関

(市長等の権限及び責務)

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

- 2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、

まちづくりに取り組まなければならない。

### 第3章 参画と協働

#### (参画と協働の推進)

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

#### (意見公募制度)

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

#### (審議会等の運営)

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

#### (住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### 第4章 市民自治

#### (コミュニティの形成)

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

#### (地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

#### (まちづくり活動への支援)

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

(生涯学習の推進)

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

## 第5章 市政運営

(総合計画)

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(財政運営)

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(情報公開)

第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

(情報提供)

第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

(説明責任)

第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結

果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

(行政手続)

第 24 条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

(個人情報保護)

第 25 条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守及び公益通報)

第 26 条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

(行政組織)

第 27 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

(危機管理)

第 28 条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

第 6 章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

(国及び兵庫県との関係)

第 29 条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 30 条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

第 7 章 この条例の位置付け

(最高規範性)

第 31 条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第 32 条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。



朝来市自治基本条例  
審議会の検証結果に基づく対応方針  
令和6年（2024年）3月  
朝来市まちづくり協働部  
市民協働課